

昭和十三年七月二十七日會議議案

秘

昭和十三年七月廿七日	決議
昭和十三年八月三日	公布
勅令第五四八號	

商工省物價事務官等ノ特別任用ニ關スル件  
參照添附

勅令第 號

商工省物價事務官並ニ北海道廳事務官  
又ハ地方事務官ニシテ物價調整官ニ補  
セラレ專ラ物價調整及貯蓄獎勵ニ關ス  
ル事務ニ従事スルモノハ各其ノ職務ニ  
必要ナル學識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ  
高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任

用スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

参照

○商工部内臨時職員設置制中改正勅令案

第二條ノ三 商工省ニ左ノ職員ヲ置キ商務局

ニ屬セシム

(中略)

三 物價統制ニ關スル事務ニ従事スル者

事務官 專任二人

物價事務官 專任七人 奏任

屬 專任十八人

物價事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ物價ノ調査  
及取締ニ關スル事務ヲ掌ル

(下略)

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○廳府縣臨時職員等設置制中改正勅令案

第十一條 物價調整及貯蓄獎勵ニ關スル事務

ニ從事セシムル爲北海道廳ニ及府縣ニ通シ

テ左ノ職員ヲ置ク

北海道廳

屬

技手

專任三人

府縣

地方事務官

專任九人

屬

技手

專任九十一人

前項ノ職員ノ各府縣内ノ定員ハ内務大臣之

ヲ定ム

第十二條 北海道廳及各府縣ニ物價調整官及

物價調整官補ヲ置クコトヲ得

物價調整官ハ北海道廳事務官又ハ地方事務  
官ヲ以テ、物價調整官補ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ  
上官ノ命ヲ承ケ物價調整及貯蓄獎勵ニ關ス  
ル事務ニ從事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

參照

物價委員會ニ關スル參考資料  
物價騰貴抑制ノ爲採ルべき具體的  
方策ニ對スル中央物價委員會答申

(物價調整資料 第二)  
昭和十三年七月

參照

物價委員會ニ關スル參考資料

其ノ一 (改訂版)

(代筆寫)

法寸上仕ノ紙  
番5人格規

商工省商務局

目次

一、物價委員會令	一頁
二、地方物價委員會規則	二
三、中央物價委員會	三
(一) 名 稱	三
(二) 議 事 規 則	九
(三) 議事其ノ他ニ就テノ申合	〇
(四) 諮 問	一
五) 審議項目及審議方法	一

# 一、物價委員會令

昭和十三年四月二十二日公布  
勅令第三百七十六號  
昭和十三年六月二十二日公布  
勅令第四百三十一號

第一條 物價委員會ハ中央物價委員會及地方物價委員會トス

中央物價委員會ハ商工大臣、地方物價委員會ハ地方長官ノ監督ニ屬ス

委員會ハ物價ニ關スル重要事項ヲ調査審議ス

委員會ハ前項ノ事項ニ付關係行政廳ニ建議スルコトヲ得

第二條 中央物價委員會ハ商工省ニ之ヲ置ク

地方物價委員會ハ道府縣毎ニ之ヲ置キ道府縣ノ名ヲ冠ス

第三條 委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ中央物價委員會ニ在リテハ商工大臣ノ指名スル委員、地方物價委員會ニ在リテハ地方長官ノ指名スル委員共ノ職務ヲ代理ス

第五條 中央物價委員會ノ委員ハ三十人以内トス

第六條 中央物價委員會ノ會長ハ商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ

中央物價委員會ノ委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第七條 中央物價委員會ニ幹事ヲ置ク幹事ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八條 中央物價委員會ニ書記ヲ置ク書記ハ商工大臣之ヲ命ズ  
 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス  
 第九條 商工大臣ハ物價ニ關スル特別ノ事項ニ付中央物價委員會ノ諮問ニ應ゼシムル爲メ專門委員會ヲ置クコトヲ得  
 第十條 各專門委員會ハ委員長一人及專門委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス  
 第十一條 委員長ハ中央物價委員會委員ノ中ヨリ、專門委員ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ商工大臣之ヲ命ズ  
 第十二條 本令ニ定ムルモノノ外物價委員會ニ關シ必要ナル事項ハ商工大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二、地方物價委員會規則 (昭和十三年四月二十二日公布 商工省令第十六號)

第一條 地方物價委員會ノ委員ハ十五人以内トス  
 商工大臣ハ必要ト認ムル道府縣ニ付前項ノ定員ヲ増加スルコトアルハシ  
 委員ハ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ地方長官之ヲ命ズ  
 地方物價委員會ノ會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ  
 第二條 地方物價委員會ニ幹事ヲ置ク幹事ハ地方長官之ヲ命ズ  
 幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス  
 第三條 地方物價委員會ニ書記ヲ置ク書記ハ地方長官之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス  
 第四條 地方長官ハ物價ニ關スル特別ノ事項ニ付地方物價委員會ノ諮問ニ應ゼシムル爲メ專門委員會ヲ置クコトヲ得  
 第五條 各專門委員會ハ委員長一人及專門委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス  
 第六條 委員長ハ地方物價委員會委員ノ中ヨリ、專門委員ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ地方長官之ヲ命ズ

附 則

本則ハ物價委員會令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

三、中央物價委員會

(一) 中央物價委員會名簿

會 長	商工大臣	池 田 成 彬
委 員	倉 俣 隆 次 長	(私邸) 麻 布、水 坂、一 (赤 坂) 二 七 五
	青 木 一 男	酒 谷、代々木大山、一〇四九
	館 本 一 男	(四 谷 六、〇三八)
	青 木 一 男	品川、上大崎長者丸、二七〇
	青 木 一 男	(大 崎) 五 五 八
内 務 次 官		三

火藏次官

陸軍次官

海軍次官

農林次官

商工次官

逓信次官

鐵道次官

石渡

東條

山本

井野

村瀬

小野

喜安

莊太郎  
小石川、賀藤、一三五  
(大塚、九〇三)

英機  
龜岡、永田、一〇二〇  
(銀座、三五五六)

五十一  
赤坂、宮南坂、一七  
(赤坂、一、一九〇)

碩哉  
野谷、青葉、三  
(青山、一、三六)

直養  
本郷、駒込林、一九六  
(駒込、一、二五)

野猛  
本郷、駒込西片、一〇、一、四六  
(小石川、一、二一〇)

健次郎  
品川、大井鹿島、三〇、五二  
(大森、三、〇三三)

厚生次官

正五位 勳三等

正五位 勳四等

正六位 勳六等

從三位 勳二等

從三位 勳二等

從三位 勳二等

廣

那

谷

井

下

小

三

瀨久患  
谷、藤岡、一六  
(青山、七、三三七)

須崎  
世田ヶ谷、世田ヶ谷、四、四一五  
(世田ヶ谷、三、八三六)

吉彦  
京都、上京、上賀茂前、九、一  
(京都上、六、五三〇)

坂孝  
芝、高輪南、五三  
(高輪、一、三〇)

村宏  
大森、田園調布、三、二二〇  
(田園調布、三、四〇〇)

川太郎  
中野、櫻山、三二  
(中野、七、五〇〇)

長治  
世田ヶ谷、世田ヶ谷、一、一八〇  
(世田ヶ谷、二、八三三)

幹事 企画産業部長

中野 金次郎  
 (知町、中六番、九  
 九段三、七三三)  
 山 宗文  
 (澁谷、向山、一〇  
 高橋三、三二四)  
 町 辰次郎  
 (世田ヶ谷、大原、二二五  
 四、谷三、七九九)  
 金 賢之助  
 (世田ヶ谷、玉川奥澤、二ノ  
 五三二)  
 安 彌吉  
 (大阪市東區今橋五ノ一四)  
 山 かわか  
 (四谷、南伊賀、四一  
 四、谷二、三三五)  
 東 榮二  
 (品川、五反田、六ノ一九  
 六、大崎、一五三三)  
 七

正五位 勳二等  
 大 喜六  
 (小石川、小日向、二ノ一六  
 大塚五、三〇六)  
 池 宏  
 (澁谷、原宿、三ノ三五三  
 三、山一、六四二)  
 藤 國之助  
 (杉並、堀之内、二ノ三三九  
 中野三、一七三)  
 河 丈太郎  
 (芝、新橋、五ノ一八  
 芝、八三六)  
 鈴 嶋吉  
 (麻布、本村、二ノ一六  
 三、山三、八八四)  
 石 洪山  
 (神奈川縣鎌倉町大町、藤屋敷七〇五  
 鎌倉、四一五)  
 高 嶋吉  
 (赤坂、青山南、五ノ三三  
 七、青山二、一五四)  
 正六位 勳四等  
 正八位

内務省警備局長  
木間 龍太郎  
(九段、三〇四)

大藏省理財局長  
大野 龍太郎  
(九段、三〇四)

陸軍主計中將  
石川 半三郎  
(四谷、一〇三六)

海軍主計中將  
井 大助  
(大塚、三、六〇七)

農林省農務局長  
小 濱 八彌  
(中野、住吉、四四)

商工省商務局長  
新 倉 利廣  
(池袋、一、八五五)

正五位 勳五等  
監 新 倉 利廣  
(池袋、一、八五五)

書記  
大藏 屬  
農林 屬  
商工 屬

正七位  
木村 増太郎  
(中野、高根、一〇)

高島 誠一  
(日比、駒場、七六〇)

中村 忠彰  
(大森、田園調布、三ノ二二)

内山 繁  
(山園調布、三、八三六)

谷 榮一  
(藤原、一)

依藤 尚邦  
(崎立、一)

川崎 立太

(二) 中央物價委員會議事規則 (第一回總會決定)

第一條 會議ノ日時及場所ハ會長之ヲ定ム  
第二條 會長ハ會議ノ議長トナリ議事ヲ整理ス  
會長事故アルトキハ會長ノ指名スル委員臨時議長ヲ代理ス

第三條 發言セントスル者ハ議長ノ許可ヲ受クベシ

第四條 議事ハ出席委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ノルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第五條 委員ハ三名以上ノ同意ヲ以テ建議案ヲ提出スルコトヲ得

第六條 動議ハ贊成者アルニ非ザレバ議題ト爲スコトヲ得ズ

第七條 會長ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ會議ニ於テ議決シタルトキハ委員ニ非ザル者ノ出席ヲ求メ其ノ説明又ハ意見ヲ聽クコトヲ得

第八條 議事録ハ幹事之ヲ作成ス

第九條 本則ニ明文ナキ事項ハ會長之ヲ定ム

(三) 議事其ノ他ニ就テノ申合 (第一回總會決定)

一、委員會ノ議事ハ能ク限リ形式ニ拘泥セズ懇談的ニ十分意見ヲ開陳セラルル様致シ度キコト

二、會議ノ内容ハ幹事ヲ通ジテノミ外部ニ發表スルコトト致シ度キコト

三、特ニ秘印ヲ附セル參考書類ハ内容ヲ公表セラレザル様注意セラレ度キコト又「未定稿」ト記セル參考書類ニ付テモ同様注意セラレ度キコト但シ訂正スベキ點等ニ付氣付カレタルトキハ幹事迄注意セラレ度キコト此ノ場合ニ

四、特ニ書面ヲ以テ意見ヲ開陳シ又ハ參考資料ノ提出セララルル必要アルトキハ會長迄提出セラレ度キコト此ノ場合ニハ印刷ノ上各委員ニ配付致スベキコト

(四) 諸 問 (第一回總會決定)

中央物價委員會

其ノ會ニ左ノ事項ヲ諮問ス

昭和十三年四月二十五日

商工大臣 吉 野 信 次

物價騰貴抑制ノ爲採ルベキ具體的方策如何

(五) 中央物價委員會ノ審議項目及審議方法 (第一回總會決定)

「物價騰貴抑制ノ爲採ルベキ具體的方策如何」ナル諮問ニ對シテハ差當リ「特別委員會」ヲ設ケ調査審議スルヲ適當ト爲スベシ

第一特別委員會

各種ノ物資ニ共通スル價格騰貴抑制ノ具體的方策ニ關シ左ノ事項ヲ調査審議ス

- 1 一般消費ノ調整
- 2 政府消費ノ調整
- 3 供給ノ確保
- 4 配給ノ改善

- 5 運輸ノ改善
- 6 國民精神總動員運動トノ聯繫
- 7 其ノ他重要ナル事項

第二特別委員會

各種ノ物資ニ對スル價格騰貴抑制ノ具體的方策ニ關シ左ノ事項ヲ調査審議ス

- 1 物價ノ現状ニ鑑ミ特ニ對策ヲ必要トスル物品ノ選定
  - 2 差當リ設置ヲ必要トスル物資別專門委員會ノ選定
  - 3 公定價格、基準價格等ノ決定並ニ其ノ實施ニ關スル方針
  - 4 物價ノ監視取締ニ關スル方針
  - 5 地方物價委員會トノ聯絡方針
- 審議ヲ必要トスル項目ハ右ノ如ク專門的事項尠カラザルヲ以テ特別委員會ニ於テ審議スルニ當リテハ適當ナル專門家ヲ選ヒ聽問スルコトヲ得ルモノトス
- 必要アル場合ニハ第一、第二特別委員會ノ聯合委員會ヲ開クモノトス
- 本委員會ハ臨時物資調整局等ト密接ナル聯絡ノ下ニ協力シ物價政策樹立ニ關シ遺憾ナキヲ期スルモノトス

(物價調整資料 第六)

昭和十三年六月

(代筆寫)

紙ノ仕上寸法  
規格A列5番

物價騰貴抑制ノ爲採ルベキ具體的方策ニ  
對スル中央物價委員會ノ答申 (其ノ三)

商工省 商務局

物價騰貴抑制ノ爲探ルベキ具體的方策ニ對スル中央物價委員會ノ答申

(第四回總會決定)

目次

一、物價騰貴抑制ノ徹底實行ニ關スル件……………	一
二、一般消費調整ノ件……………	二
三、綿製品及麻製品ノ價格騰貴抑制應急對策……………	三
四、食料品ノ價格騰貴抑制應急對策……………	四
五、米材及皮革製品ノ價格騰貴抑制應急對策……………	五
附 纖維品物價專門委員會、食料品物價專門委員會及雜品物價專門委員會ノ答申ニ關 スル各地方長官宛商務局長通牒……………	六

## 一、物價騰貴抑制ノ徹底實行ニ關スル件

個々ノ物資ニ付差當リノ對策トシテ決定シタル事項ニ付テハ法令ノ發動其ノ他徹底シタル強力ナル手段ヲ以テ臨ムニ非ザレバ所期ノ目的ヲ達シ得ザルヲ以テ速ニ其ノ措置ノ探ラレントコトヲ望ム

## 二、一般消費調整ノ件

### 第一 消費ノ節約

消費節約ノ必要ハ日々ニ急迫シツツアルヲ以テ從來ヨリ一層強度ノ節約ヲ行ント共ニ之ガ方法ヲ組織化スルノ要アリ

#### (一) 消費節約ノ方法

物資ノ事情ニ應ジ之ガ節約ハ左ノ如キ方法ニ依ルモノトス

##### 1 法令ニ依ル消費節約

##### 2 國民ノ自製ニ依ル消費節約

イ、團體的統制ニ依ル消費節約

ロ、個人的自覺ニ依ル消費節約

#### (二) 法令ニ依ル消費節約ノ方法

軍需ノ充足、生産力ノ擴充、輸出貿易ノ増進ニ必要ナル輸入物資及國産不足物資ニ付テハ法令ニ基キ民需ノ

制限又は禁止スルモノトス  
此ノ種ノ物品ハ棉花、羊毛、麻、ゴム、鐵、銅、鉛、亜鉛、錫、ニッケル、アンチモン、水銀、外材、皮革、石油等ナリ

(三) 自製ニ依ル消費節約ノ方法  
前項ニ該當スル物資ハ勿論共ノ以外ノモノニ付テモ團體的統制若ハ個人的自覺ニ依リ出來得ル限り消費節約セシムルモノトス

イ、團體的統制ニ依ル消費節約  
當業者團體等ニ付原材料品又ハ營業用品等ノ消費ヲ統制セシメ得ルモノニ對シテハ各種組合法ノ統制又ハ指導勸奨ニ依リ極力之ヲ實現スルモノトス

ロ、個人的自覺ニ依ル消費節約  
個人的消費ニ屬スルモノニ對シテハ國民貯蓄獎勵運動、國民精神總動員運動等ニ依リ極力國民ノ自覺ヲ促スト共ニ成ル可ク消費節約團體等ヲ作ラシメ之ヲ徹底スルモノトス

第二 消費ノ合理化  
消費調整ノ爲ニハ消費節約ト共ニ極力消費ノ合理化ヲ圖ルノ要アリ  
(一) 生産者ニ對シテハ直接又ハ生産者團體ノ通ジ無駄排除、原材料品ノ減損防止ニ努メシムルト共ニ製品ニ付テハ極力其ノ單純化又ハ規格化ヲ行ハシムルノ要アリ製品ノ單純化又ハ規格化ニ付テハ必要ニ應ジ法令ニ依リテ之ヲ行ハシムルモノトス

(二) 配給業者ニ對シテハ直接又ハ配給業者團體ノ通ジ其ノ營業用品ノ無駄排除ニ努メシムルト共ニ取扱商品ニ付テモ其ノ種類及數量ノ整理ヲ行ハシムルノ要アリ

(三) 銀行、會社、組合、家庭等ニ於ケル消費ニ對シテハ直接又ハ團體ノ通ジ國民貯蓄獎勵運動、國民精神總動員運動等ニ依リ極力自覺ヲ促シ冗費節約、無駄排除ニ努メシムルノ要アリ

第三 購買力ノ吸收  
國民ノ購買力ノ異常ナル増加ヲ其ノ源泉ニ於テ抑制スル様適切ナル方策ヲ講ズルト共ニ國民ニ對シテハ極力貯蓄ヲ獎勵シ其ノ購買力ヲ吸收スルニ努ムルノ緊切ト認ム

第四 消費節約ニ伴フ打撃緩和  
消費ノ節約ニ伴ヒ打撃ヲ被ル事業ノ業者及使用人ニ付テハ速ニ時局關係事業ニ轉セシムル等適當ナル方策ヲ講ズルモノトス

### 三、綿製品及麻製品ノ價格騰貴抑制應急對策

(一) 綿製品  
綿製品ノ價格騰貴ヲ抑制スル爲ニハ生産費ノ低下、品種ノ制限消費ノ節約等根本的對策ヲ講ズル要アルモ綿製品ノ市價ニ鑑ミ急速ニ之ヲ騰貴抑制シ圖ル要アルヲ以テ今後適當價格迄之ヲ引下ゲル方針ノ下ニ差當リ標準的品種ヲ撰ビ別紙ノ通り價格ヲ定メ之以上ニ價格ノ騰貴セシメザル措置ヲ講ズルコトヲ緊要ト認ム尙綿糸ル小倉地其ノ他仕立上品ニ付テモ追テ標準最高販賣價格ヲ定ムル方針ナリ

(別紙)

標準最高販賣小賣價格(東京に於ける價格トス地方ハ其ノ特  
殊事情ヲ考慮シ之ニ準ズルモトス)

(イ) 裏地

種	別	小 賣 價 格
白新モス(面晒コンパス級)	文庫一反ニ付	一・五〇
色新モス(同)	同	一・七〇
紅新モス(同)	同	一・七〇
正花裏地(鳳凰級中級)	同	二・五〇

(ロ) 中形

種	別	小 賣 價 格
捺染(色練調一號生地)	文庫一反ニ付	二・七〇
手染(色知多三生地)	同	二・七〇

(ハ) 晒木綿

甲級晒(十六手)

(ニ) 晒天然

種	別	小 賣 價 格
二巾物(疋八百五十匁付)	鯨一反ニ付	〇・二二
三巾物(疋二千匁付)	同	〇・三〇

(ホ) 晒キヤラコ

二四巾物(日の出二千番級)

(ヘ) 更紗キヤラコ

三巾物(繪馬級)

(ト) 正紺無地木綿

十六手(二百匁付)

(チ) 青梅並夜具地

銀章級

(リ) 敷 布

掛目織(疋三打 貫二百匁付)

(ヌ) タオル手拭

- タオル手拭(百五十枚付)
  - (ル) 軍手
  - 十 手(兼品大人用)(十六枚付)
  - (ロ) 簡單服
  - MKホブリンプリント物(大人用飾ナシ)
  - (ハ) メリヤスシヤツ
  - 冬縮メリヤス(混紡 80/10 百枚付)
  - (カ) クレープ、シヤツ
  - 江州品(中級品)(大人用)
  - (キ) ホブリンワイシヤツ
  - 混紡 80/20 (大人用)
  - (ク) 割烹着
  - 白キヤラコ(混紡鶴丹五〇〇番級大人用)
  - (ケ) 子供長靴下
  - 綿靴下(混紡 30/30)
  - (コ) 足袋
  - 給白キヤラコ 大人用
- |       |      |
|-------|------|
| 一枚ニ付  | 〇・二八 |
| 二隻ニ付キ | 〇・一八 |
| 一枚ニ付  | 一・五〇 |
| 一枚ニ付  | 一・九〇 |
| 一枚ニ付  | 一・三〇 |
| 一枚ニ付  | 二・一〇 |
| 一枚ニ付  | 一・〇〇 |
| 一足ニ付  | 〇・二〇 |
| 一足    | 〇・三五 |

(二) 麻製品

麻ニ付テハ既ニ相當統制行ハレ居ルモ尙特殊民需品、市中在庫品等ノ價格騰貴ノ抑制スル要アリ之等ニ付テハ根本的ニ之ガ對策ヲ考慮スル要アルニキモ不取敢現在以上ノ價格騰貴ノ極力抑止スル爲漸次價格ノ引下ガ見地ノ下ニ差當リ別紙價格ヲ標準トシ騰貴ノ抑制スルヲ緊切ト認ム尙綿漁網ニ付テハ麻漁網ト密接ナル關係アルヲ以テ便宜之ヲ定メタルモノトス

(別紙)

標準最高販賣小賣價格(麻洋服地、晒絹麻布、蚊帳地ニ付テハ東京ニ於ケル價格トス) 地方ハンノ特別事情ヲ考慮シコレニ準ズルモノトス

(イ) 麻洋服地

種別	小賣價格
本晒麻布 (CH)	一米ニ付 二・九〇
生麻布 (CH)	同 一・八〇

(ロ) 晒絹麻布

種別	小賣價格
八十番銘柄	一反(長サ鯨尺三丈) 五・五〇

(エ) 麻帆布

種別	小賣價格
至八號品	一反ニ付 七〇・〇〇
一號品	同 六七・〇〇
二號品	同 六四・〇〇
三號品	同 六一・〇〇
四號品	同 五八・〇〇
五號品	同 五五・〇〇

種別	小賣價格
六號品	一反二付 五五・〇〇
七號品	同 五二・〇〇
八號品	同 四九・〇〇
玉冠(至白六號品)	
一號品	同 六〇・〇〇
二號品	同 五七・〇〇
三號品	同 五四・〇〇
四號品	同 五一・〇〇
五號品	同 四八・〇〇
六號品	同 四五・〇〇
小鋪(至白六號品)	
一號品	同 四五・〇〇
二號品	同 四四・〇〇
三號品	同 四三・〇〇

種別	小賣價格
四號品	同 四二・〇〇
五號品	同 四一・〇〇
六號品	同 四〇・〇〇

種別	小賣價格
宮村(松) 二寸五分巾	一疋二付 一六・〇〇
宮村(松) 二寸七分巾	同 一六・〇〇
宮村(松) 二寸九分巾	同 一六・〇〇
神風(五七) 二寸七分巾	同 一六・〇〇
神風(五七) 二寸九分巾	同 一六・〇〇

種別	小賣價格
一號品	同 四〇・四〇
二號品	同 三四・六〇
三號品	同 二八・八〇

(一) 麻糸(時半モノ)

種別	小賣價格
上等品	一疋二付 二・九九
中等品	同 二・四八
並等品	同 二・〇八

(下) 漁網

種別	小賣價格
一疋付糸	
一寸	三・三九
一寸五分	二・六五
二寸	二・三〇
二寸五分	二・〇四
三寸	一・八五
四寸	一・六九
五寸	一・五九

種別	小賣價格
六寸	一・五一
七寸	一・四八
一寸三分付	三・九九
一寸	三・〇七
一寸五分	二・六八
二寸	二・五三
二寸五分	二・一五
三寸	一・九八
四寸	一・八三
五寸	一・八一
六寸	一・七三
七寸	一・七三
一寸六分付	三・八一
一寸五分	三・三六
二寸	三・二六
二寸五分	二・九〇

種別	小賣價格
三寸	二・六四
四寸	二・四一
五寸	二・二六
六寸	二・一三
七寸	二・〇五
二匁付	
二寸	四・一六
二寸五分	三・六〇
三寸	三・三四
四寸	三・〇八
五寸	二・九三
六寸	二・七四
七寸	二・六九
二匁三分	
二寸	四・六五

種別	小賣價格
二寸五分	四・一二
三寸	三・八四
四寸	三・五一
五寸	三・三五
六寸	三・二一
七寸	二・九九

備考  
 一、麻漁網ニ付テハ殆ソド許交品ナルヲ以テ工場小賣價  
 段トス  
 二、原料ハマニツノ麻ノ以トス  
 三、太サハ曲尺五尺(一吋)當リノ匁付トス  
 四、日合ハ曲尺ニテス  
 五、編網(精ビ方)ハ紐又編トス

種別	小賣價格
本日編 左三ツ擔六本合	

九節	二・一八〇
二節	二・三二〇
一節	二・四七〇
一節	二・七八〇
一節	三・〇三〇
二節	三・八七〇
左三ツ擔九本合	
六節	二・九六〇
一節	三・一五〇
一節	三・四〇〇
一節	三・六二〇
一節	四・三九〇
左三ツ擔二本合	
六節	三・七三〇
一節	四・二〇〇
一節	四・四三〇

一節	四・八八〇
左三ツ擔一五本合	
六節	四・八五〇
一節	五・九〇〇
一節	六・四〇〇
一節	七・二三〇
左三ツ擔一八本合	
六節	五・六三〇
八節	六・一九〇
一節	六・八五〇
一節	七・五七〇
左三ツ擔二本合	
五節	六・〇九〇
八節	七・〇〇〇
一節	八・二三〇
一節	九・〇五〇

種別	小賣價格
左三ツ摺二四木合	六八・七〇
五節	七八・八〇
八節	九一・四〇
一〇節	九一・四〇
左三ツ摺三〇木合	八四・三〇
三寸	八八・二〇
五節	九七・五〇
七節	九四・〇〇
左三ツ摺三三木合	九七・二〇
三寸	一〇六・八〇
五節	一〇二・八〇
七節	一〇六・五〇

種別	小賣價格
六節	一一二・五〇
左三ツ摺四五木合	一一七・六〇
三寸	一四六・七〇
六節	一四六・七〇

- 備考
- 1 節数ハ曲尺五寸ノ間ノ節数(兩端ヲ加フ)ヲ寸日ハ一日ノ間即三節ノ間ヲ謂フモノトス
  - 2 總テ二〇番手トス
  - 3 網地横目百目掛百番(一・五五尺)一尺當小賣値段トス

#### 四、食料品ノ價格騰貴抑制應急對策

食料品ノ價格ハ他ノ物價ニ比シ騰貴率著シカラズト雖モ生活必需品ナル方故ニ最モ之ヲ價格ノ調整ニ努ムベキハ計  
 フ後タズ從テ當ニ生産費低下ニ必要ナル方策ノ講ジ供給量ノ増加ト之ヲ減少ノ防止ノ圖ルハ勿論配給方法ノ改善、  
 代用品ノ獎勵等生産、分配ノ通ジテ之ヲ合理化ニ努ムルコトヲ必要トス

一般大衆ノ消費節約ハ物價ノ調整ニ重大ナル影響ヲ來スヲ以テ此際消費ノ節約ニ努メ家庭ノ消費經濟ノ認識ヲ深メ  
 非營利團體ノ普及、現金買ノ風習ノ助成等ニ努ムベキモノトス

食料品中比較的騰貴率ノ高キハ生鮮食料品ナルヲ以テ先ツ之ヲ小賣價格ノ適正ニシテ一般消費者ニ對スル價格ノ公正  
 妥當ヲラシムル爲メ左ノ應急的對策ヲ實施スルト共ニ今後之ヲ根本的對策ノ考究ヲ爲サントス

而シテ生鮮食料品以外ノ食料品ニ付テモ可及的速カニ順次之ヲ對策ノ樹立スルモノトス

一、小賣價格ノ表示ニ關シ

- (1) 凡テ小賣價格ハ之ヲ表示セシムルコト(例正札制等)

(2) 標準的品目ニ付テハ新聞紙、ラヂオ（午前及午後ノ放送）等ヲ通ジ毎日ノ小賣價格ヲ公表シ以テ消費者大衆ヲシテ公正ナル價格ヲ了知セシムルコト

(3) 卸賣市場ニ於テハ當日ニ於ケル躰相場ヲ周知セシムル方法ヲ講ズルコト

二、公設小賣市場、私設小賣市場ニ關シ

(1) 公設小賣市場又ハ私設小賣市場ノ價格ヲ適正ナラシムルコトニ依リ一般小賣價格ノ適正ヲ保タシムルコト

(2) 府、縣、市、中央卸賣市場及小賣市場關係團體等ニハ適當ナル指導員ヲ置キ相互ノ聯絡ヲ保チ公設小賣市場、私設小賣市場等ヲシテ適正ナル價格ヲ守ラシムル様指導セシムルコト

(3) 指導員ニハ主要品目ニ付キ標準小賣價格ヲ示スコト

右標準小賣價格ハ卸賣價格ニ三割内外ヲ加算シタルモノヲ以テ限度トナスコト

(4) 公設小賣市場ト私設小賣市場トノ聯絡ヲ緊密ナラシムルコト

(5) 公設小賣市場ヲ増設スルコト

### 大阪市公設小賣市場ニ於ケル標準價格決定方法

大阪市公設小賣市場（昭和十二年末現在五十三市場）ニ於ケル販賣價格ノ決定方法ハ同市産業部小賣市場課ニ右ニ關スル專任職員若干名ヲ置キ毎朝午前四時ヨリ同市中央卸賣市場ニ出張セシメ、當日ニ於ケル各種品目ノ出廻リ狀況等ヲ調査ノ上、同日午前七時迄ニ品目ノ標準相場ヲ別紙物價日報（見本）ニ示セル如ク決定シ、一方市内公設五十三小賣市場ヨリハ夫々係員ヲ同時刻迄ニ産業部卸賣市場課迄出頭セシメ右日報ノ配布ヲ要ケ各所屬市場ニ持歸リ、場内各店舗ヲ巡視ノ上各品目ノ定價ノ一應検査シ不當ナルモノハ之ヲ訂正セシメ以テ適當ナル小賣販賣價格ノ維持ニ努メツ、アリ





五、米材及皮革製品ノ價格騰貴抑制應急對策

一、米材

米材ノ價格騰貴ヲ抑制スル爲ニハ輸入ノ統一、消費節  
約ノ強化、國產材ノ供給増加等根本的ニ之ヲ對策ヲ確  
立スル要アルモ應急應處トシテ差當リ左ノ對策ヲ講ズ  
ルヲ緊切ト認ム

(一) 米材ノ賣買價格ハ輸入價格ヲ基準トシテ定ムベ  
キモノナルモ市在庫品ニ付テハ相當高價ニテ取引  
セラレ居ル現狀ニ鑑ミ市在庫品ト輸入品(今後通  
關手續ヲ爲スモノ)トニ區別シ差當リ別紙價格ヲ標  
(別紙)

標準最高販賣價格(東京、名古屋、大阪ニ於ケル價格トス但シ輸入業者  
ノ販賣價格ハ積算、名古屋、大阪水面漲價格トス)

第一市在庫品

甲、米松大巾(二石ニ付)

種別	最終販賣價格		製品最終販賣價格	
	輸入業者	販賣業者	價格	算出基準
マ	一七・五〇	二二・七〇	三・四〇	歩留七割五分トシテ計算シタル原
N	一六・三〇	二〇・一〇	二九・二〇	ル原木代金ニ挽貨四割ヲ加ヘ
#3	一四・〇〇	一七・五〇	二五・五〇	五分ノ口錢ノ加算シタルモノ

備考 1 原木最終販賣價格ハ「ロット」賣以外ノ場合ニ在リテハ二割以内増額スルコトヲ得  
2 製材業者以外ノ者が販賣ヲナス場合ニハ口錢トシテ一割以内製品最終販賣價格ニ加算スルコトヲ得

乙、米松丸太(二石ニ付)

種別	原木最終販賣價格		製品最終販賣價格	
	輸入業者	販賣業者	價格	算出基準
#1	二二・六〇	二七・〇〇	四九・〇〇	歩留六割トシテ計算シタル原
#2	一八・六〇	二三・〇〇	四二・〇〇	木代金ニ挽貨一割ヲ加ヘ
#3	一五・九〇	一八・五〇	三四・二〇	口錢五分ノ加算シタルモノ

準トシ米松、米杉等ハ之ニ準ジ之以上ニ價格ヲ騰貴  
セシメザルコト尙市在庫品ニハ一定ノ標識ヲ附シ  
爾後ノ輸入品ト區別スルコト

(二) 右實行ヲ確保スル爲各業者團體ニ監視委員會  
等ヲ設置シ絶エズ監視ニ當ラシムルト共ニ業者者ニ  
販賣價格ヲ表示セシメルコト

(三) 政府ニ於テモ之ヲ實行確保ニ關シ強力ナル措置  
ヲ講ズルコト

種別	輸入業者		製品最終販賣価格
	販賣業者	価格	
#1 吹時 上上	二五	二四・〇〇	二九・七〇
	二五	二六・〇〇	
#2 吹時 上上	二五	二四・五〇	二七・一〇
	二五	二四・五〇	

備考 製材業者以外ノ者ガ販賣ヲナス場合ニハ口銭トシテ一割以内製品最終販賣価格ニ加算スルコトヲ得

第二 輸入品 (今後通關手續ヲ爲スモノ)  
甲、米松大申角 (二石ニ付)

種別	輸入業者		製品最終販賣価格
	販賣業者	価格	
マ コ ン	二二・四〇	二六・一〇	二二・三〇
	二二・六〇	二四・九〇	
N コ ン	二〇・六〇	二三・〇〇	一九・二〇
	二〇・六〇	二三・〇〇	

備考 1 原本最終販賣価格ハ「ロット」賣以外ノ場合ニテハ一割以内増額スルコトヲ得

2 製材業者以外ノ者ガ販賣ヲナス場合ニハ口銭トシテ一割以内製品最終販賣価格ニ加算スルコトヲ得  
乙、米松丸太 (二石ニ付)

種別	輸入業者		製品最終販賣価格
	販賣業者	価格	
#1 吹時 上上	二六・三〇	一九・一〇	三五・二〇
	二四・二〇	一六・八〇	
#2 吹時 上上	二二・三〇	二五・八〇	二九・四〇
	二二・〇〇	二四・四〇	
#3 吹時 上上	二二・三〇	二四・四〇	二五・二〇
	二二・〇〇	二三・四〇	

備考 製材業者以外ノ者ガ販賣ヲナス場合ニハ口銭トシテ一割以内製品最終販賣価格ニ加算スルコトヲ得

二、皮革製品  
皮革製品ノ價格騰貴ヲ抑制スル爲ニ、皮革ノ價格統  
制、消費節約ノ強化等ヲ行ヒ價格ヲ低下セシメル爲ノ  
根本的對策ヲ確立スル要アルモ皮革製品ハ目下急騰ノ  
状態ニ在ルヲ以テ之以上ノ騰貴ヲ抑止スル爲ノ應急處  
置トシテ差當リ左ノ對策ヲ講ズルヲ緊切ト認ム

(一) 別紙價格ヲ標準トシ之以上ニ價格ヲ騰貴セシメザルコト

(二) 靴ノ修繕料金ニ付テモ別紙料金以上ニ之ヲ騰貴セシメザルコト

(三) 右實行ヲ確保スル爲各當業者團體ニ監視委員會等ヲ設置シ絶エズ監視ニ當ラシムルト共ニ當業者ニ販賣價格又ハ修繕料金ヲ表示セシムルコト

(四) 政府ニ於テモ之ヲ實行確保ニ關シ強力ナル措置ヲ講ズルコト

(別紙)

標準最高販賣價格

(東京ニ於ケル價格トス地方ニ於テハ種別等ノ差異ヲ充分考慮シ之ニ準ズルモノトス)

甲、靴(和製ボツクス)

種別	卸賣價格	小賣價格
中品	二・四〇	二・五〇
等品	九・五〇	一・四〇

備考 1 中等品ノ小賣價格ハ物品稅ニ割合ノ價格トス  
2 和製ボツクス最上品ト雖モ卸賣價格(一・四九〇)小賣價格(物品稅ニ割合ニ〇・四九〇)ノ超エザルモノトス  
3 學生靴等ハ適當ナル格差ヲ付テ右價格ニ準ズルモノトス

乙、皮革製靴

種別	卸賣價格	小賣價格
小形ケース(尺五寸迄)	一・四三	二・〇五
中品	九・八〇	一・四〇
兼等品	二・一〇	三・〇〇
中形ケース(尺八寸迄)	一・七五	二・五〇
兼等品	四・〇〇	六・〇〇
大形ケース(尺八寸迄)	四・〇〇	六・〇〇

丙、牛皮製調帯

種別	卸賣價格	小賣價格
幅一吋上等品	〇・五四	〇・七七

種別	修繕料金
糸縫牛張踵修繕	一・六〇
釘打牛張踵修繕	一・〇〇
皮踵修繕	一・〇〇
その他附替	一・〇〇

備考 小賣價格ハ拾圓以上ノ價格ニ在リテハ物品稅ニ割合ノ價格トス

種別	卸賣價格	小賣價格
並等品	三・八五	五・五〇
中品	三・五〇	五・〇〇
兼等品	二・八〇	四・〇〇
革ストンバック(尺五寸迄)	一・八二	二・六〇
中品	一・〇五	一・五〇
兼等品	一・〇五	一・五〇
書類入折靴(尺三寸迄)	一・〇八	一・五〇
兼等品	六・八五	九・八〇

附

三商政廳第一二二號

昭和十三年六月廿三日

商工省商務局長

新

倉

利

廣

各地方長官殿

纖維品物價專門委員會、食料品物價專門委員會  
及雜品物價專門委員會ノ答申ノ件

標記ノ件 本日開催ノ第四回中央物價委員會ニ付議シ之ヲ決定スル見込ニ有之候間右御了知ノ上可然御取計相成  
度而シテ右ハ主トシテ東京ニ於ケル標準價格ニ有之地方ニ於テハ夫々品等品種ニ異リ(例ヘバ靴ニ付テハ其  
ノ中等品ハ地方ニ依リテハ最上品ニ當ルガ如ク)又取引事情ニ特殊ナル場合多カルニク從テ此ノ儘適用スルハ  
適當ナラズト認めラレ候ヲ以テ地方事情ニ適合スルガ如ク之ヲ修正スル等實行ニ付御注意相成度此段申進候也  
追而右標準最高販賣價格ハ市況ニ鑑ミ不取敢今後之以上ニ引上ゲセシメザル見込ノ下ニ設定シタルモノニ有之  
從テ漸次引下グル意圖ノ有スルモノナルコトヲ充分御含置相成度尙地方ニ依リテハ此ノ標準最高販賣價格ヨ  
リ低キ價格ニテ取引セフレ居ル場合有ルニク斷ル場合ニハ其ノ價格ヲ當該地方ニ於ケル標準最高販賣價格ト定  
ムル様又專門委員會ニ於テ決定シタル價格ニ準ジテ當該地方ニ於ケル標準價格ヲ定メ得ル物品ニ付テハ廣ク之  
ノ定ムル様致度右申進候

參照

商工省令第五十六號

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依リ物品販賣價格取締規則  
左ノ通定ム

昭和十三年七月九日

商工大臣

物品販賣價格取締規則

第一條 商工大臣ノ指定スル物品ヲ販賣スル者ハ何等ノ名義ヲ以テス  
ルヲ問ハズ其ノ指定ノ前日ニ於ケル販賣價格ヲ、商工大臣又ハ地方  
長官ガ販賣價格ヲ指定シタルトキハ其ノ販賣價格ヲ超ユル對價ヲ以  
テ當該物品ヲ販賣（指定前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム）スル  
コトヲ得ズ但シ輸出スル場合、取引所ニ於テ賣買スル場合及巴ムヲ  
得ザル事由ニ依リ卸賣ニ付テハ商工大臣、小賣ニ付テハ地方長官ノ  
許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 前條ノ物品ヲ販賣スル者ハ其ノ販賣ニ當リ前條ノ規定ニ依ル

制限ヲ超ユル對價ヲ以テ當該物品ヲ販賣シタルト同一ノ利益ヲ舉グ  
ル目的ヲ以テ買戻約款ヲ附シ、他ノ物品ヲ併セ販賣シ其ノ他之ニ類  
スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

附 則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

商工省告示第百八十六號  
物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依リ左ノ物品ヲ指定ス  
昭和十三年七月九日  
商工大臣

- 麻製品
- 輸入材及其ノ製品
- ゴム製品
- 松脂
- セルラツク
- アラビヤゴム
- 桐油
- カーボンブラツク
- 亜鉛華
- 鉛丹
- リサージ
- 唐土
- 石炭酸
- 硼砂

商工省告示第一九四號

物品販賣價格取締規則第一條ノ規定ニ依リ左ノ物品ヲ指定ス

昭和十三年七月十六日

商工大臣

アルミニウム製品

アルマイト製品

ヒマシ油

カゼイン

令  
照

商工省令第

號

昭和十二年商工省令第十號中左ノ通改正ス

昭和十三年七月十四日

農 商  
林 工  
大 大  
臣 臣

第一條 暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ左ニ掲グル物品ノ買占若ハ賣惜ヲ爲シ若ハ爲サントシ又ハ暴利ヲ得テ左ニ掲グル物品ヲ販賣シ若ハ販賣セントスル者ト認ムルトキハ商工大臣又ハ地方長官（東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監以下同ジ）ハ期間ヲ定メテ其ノ行爲ヲ爲スベカラザル旨ヲ戒告シ且必要ト認ムルトキハ同一物品ノ取引ニ付條件ヲ附スルコトヲ得不當ノ報酬ヲ得テ左ニ掲グル物品ノ販賣ヲ媒介シ又ハ媒介セントスル者ト認ムルトキ亦同ジ

一 金屬及其ノ原料並ニ金屬製品

二 黑鉛、硼砂及雲母並ニ石綿及其ノ製品

- 三 機械器具及其ノ部分品
- 四 自動車其ノ他ノ車輛及其ノ部分品
- 五 電線及電柱
- 六 電極
- 七 研磨材料
- 八 陶磁器、耐火煉瓦並ニ硝子及其ノ製品
- 九 セルロイド及其ノ製品
- 十 石油及其ノ容器
- 十一 石炭、コークス、煉炭及薪炭
- 十二 棉花、麻、ステール、ブルファイバー及羊毛其ノ他ノ鳥獸毛
- 十三 絲（生絲ヲ除ク）並ニ布帛（フェルト及編物ヲ含ム）及其ノ製品
- 十四 被服及身邊用細貨類
- 十五 紙及其ノ製品
- 十六 染料、顔料、塗料及填充料

- 十七 工業藥品及農藥用藥劑
- 十八 醫藥其ノ他ノ衛生材料
- 十九 油、脂、蠟及其ノ製品並ニ調製蘇香類
- 二十 肥料及飼料
- 二十一 生ゴム及ゴム製品
- 二十二 バルブ
- 二十三 皮革及其ノ製品
- 二十四 麥及小麥粉
- 二十五 砂糖、鳥獸肉、鳥卵、バター、紅茶、珈琲其ノ他ノ穀物以  
外ノ飲食料品
- 二十六 セメント、瓦、砂、砂利其ノ他ノ土木建築材料
- 二十七 木竹類及其ノ製品
- 二十八 燐寸
- 二十九 氷

第一條ノ二 物品ノ販賣ヲ爲ス者ハ其ノ價格ヲ物品ノ見易キ部分ニ記載シ、店頭ニ揭示シ其ノ他容易ニ之ヲ了知シ得ル方法ヲ以テ表示スベシ但シ地方長官ニ於テ特別ノ事情アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 商工大臣又ハ地方長官取締上必要アリト認ムルトキハ第一條ニ掲グル物品ノ販賣ヲ爲ス者ニ對シ業務ニ關スル報告ヲ爲サシムルコトアルベシ

第二條ノ二 商工大臣又ハ地方長官ハ物品ノ販賣ヲ爲ス者ニ對シ價格ノ表示ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ價格ノ届出ヲ命ズルコトアルベシ

第三條中「第一條ニ掲グル物品中木炭、肥料、飼料、麥、木材及農畜水産物タル飲食物品」ヲ「薪炭、麻、鳥獸毛、油脂、蠟、肥料、飼料、麥、木竹類及其ノ製品、農畜水産物タル飲食物品並ニ水」ニ「前二條」ヲ「第一條、第二條又ハ前條」ニ改ム

第四條第二項ヲ削ル

第四條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 第一條ノ二ノ規定ニ依ル表示ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ表示ヲ爲シタル者

二 第二條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

三 第二條ノ二ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第五條中「前條」ヲ「前二條」ニ、「前條ノ罰金刑」ヲ「第四條ノ罰金刑又ハ前條ノ科料刑」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一條ノ二ノ規定ハ七月十八日ヨリ之ヲ施行ス

參照

商工省令第二十六號

昭和十二年商工省令第十號中左ノ通改正ス

昭和十二年十月二十六日

商工大臣  
農林大臣

第一條第一號、第二號、第十一號乃至第十三號、第十五號、第十九號、第二十五號及第二十六號ヲ左ノ如ク改ム

- 一 金屬及其ノ原料並ニ金屬製品
- 二 黒鉛、硼砂及雲母並ニ石棉及其ノ製品
- 十一 石炭、コークス、煉炭及木炭
- 十二 棉花、麻、ステールブルファイバー及羊毛其ノ他ノ獸毛
- 十三 絲(生絲ヲ除ク)並ニ布帛(フニルト及絹物ヲ含ム)及其ノ製品
- 十五 紙及其ノ製品
- 十九 油脂及其ノ製品並ニ調製麝香類

二十五 砂糖、鳥獸肉、鳥卵、バター、紅茶、珈琲其ノ他ノ穀物以外  
ノ 飲食料品

二十六 セメント、瓦、砂及砂利  
同條ニ左ノ一號ヲ加フ

二十七 木材

第三條中「及建築材料タル木材」ヲ「、木材及農畜水産物タル飲食料品」  
ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

商工省物價事務官等ノ特別任用ニ  
關スル件審査報告

○秘  
謹デ今回御諮詢ノ商工省物價事務官等ノ特別  
任用ニ關スル件ヲ審査スルニ現下ノ時局ニ於  
ケル經濟對策ノ一タル物價ノ調節ニ關シテハ  
政府ハ客年八月商工省令第十號ヲ以テ暴利ヲ  
目的トスル賣買ノ取締ニ關スル件ヲ改定シ主  
要ナル物品ヲ指定シテ其ノ買占賣惜其ノ他暴  
利ノ目的ヲ以テスル取引行爲ニ對スル取締ヲ  
嚴重ナラシメタル外昭和十二年法律第九十二

號(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律)  
第二條ノ規定ニ基キ制定シタル物品販賣價格  
取締規則(昭和十三年)ヲ以テ商工大臣又ハ地方  
長官ニ於テ物品又ハ販賣價格ヲ指定シテ其ノ  
價格ヲ取締ルコトヲ得ルコトトシ物價ニ關ス  
ル重要事項ヲ調査審議セシムル爲メ商工  
省ニ中央物價委員會、北海道及各府縣ニ  
地方物價委員會ヲ設ケ著々物價騰貴ノ  
抑制ニ努ムル所アリ然ルニ此等ノ物價調節  
ニ關スル事務竝ニ地方ニ於テ之ト密接ノ關聯

アル貯蓄獎勵ニ關スル事務ヲ處理セシムル爲  
メニハ中央及地方ヲ通ジテ相當員數ノ專任職  
員ヲ置クノ必要アリ仍テ今回別件ノ勅令ヲ以  
テ商工部内臨時職員設置制ニ改正ヲ加ヘ商工  
省高務局ニ屬シテ物價統制ニ關スル事務ニ從  
事スル者ノ中ニ物價事務官奏任專任七人ヲ新  
置シ同官ハ上官ノ命ヲ承ケ物價ノ調査及取締  
ニ關スル事務ヲ掌ルモノトシ廳府縣臨時職員  
等設置制ニ改正ヲ加ヘ物價調整及貯蓄獎勵ニ  
關スル事務ニ從事セシムル爲メ北海道廳及府

縣ヲ通ジテ地方事務官(奏任)專任九人並ニ屬及  
技手若干人ヲ増置シ廳府縣ニ物價調整官及物  
價調整官補ヲ置クコトヲ得シメ夫レ夫レ事務  
官及屬ヲ以テ之ニ充テ上官ノ命ヲ承ケ物價調  
整及貯蓄獎勵ニ關スル事務ニ從事スルモノト  
セントス然ルニ右ノ商工省物價事務官並ニ北  
海道廳事務官又ハ地方事務官ニシテ物價調整  
官ニ補セラレ專ラ物價調整及貯蓄獎勵ニ關ス  
ル事務ニ從事スルモノハ其ノ職務ノ性質ニ鑑  
ミ其ノ任用ヲ普通任用ノ資格アル者ノミニ限

定セズ廣ク通材ヲ求ムルノ必要アルガ故ニ本  
件ヲ以テ之ガ爲メニ特別任用ノ規程ヲ設ケ右  
ノ二官ハ正規ノ資格ナキモ各々其ノ職務ニ必  
要ナル學識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ高等試験  
委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得  
ルモノト爲サントスルナリ

按ズルニ本件ハ商工省及北海道廳府縣ニ於テ  
新規特殊ノ事務ヲ處理セシムル爲メニ設置ス  
ル官ニ付實際ノ必要ニ因リ特別任用ノ制ヲ立  
テントスルモノニシテ已ムヲ得ザルモノト認

メラルルニ由リ此ノ儘之ヲ可決セラレ然ルベ  
シト思料ス

右謹デ審査ノ結果ヲ報告ス

昭和十三年七月二十三日

樞密院書記官長村上恭一

樞密院議長男爵平沼騏一郎殿

鐵道省官制定員改正理由

增員總括表

合 計	判 任 官			高 等 官			現在定員
	技 術 手	技 術 員	判 任 官	技 術 員	事 務 官	書 記 官	
三、〇六七	二、七六五	一、五三六	一、二二九	三、〇二二	二、二二三	五九	二〇
三、〇九九	二、七九二	一、五四四	一、二四八	三、〇七七	二、二四四	六二	二一
三二	二七	八	一九	五	一	三	一

監督局調整課新設ニ伴フ増員理由

書記官 一人  
 事務官 三人  
 技師 一人  
 屬 一九人  
 技手 八人

輒近我國ニ於ケル陸上交通事業ハ異常ナル普及發達ヲ遂ゲタリト雖モ其ノ反面事業相互間ノ連絡ヲ缺キ濫立競争ノ弊ヲ示ス事例尠カラズ交通機關ノ如キ公益的性質ヲ有スル企業ヲ自由競争ニ放任スルコトハ公益ヲ確保スル所以ニ非ザルノミナラズ國家總動員ノ見地ヨリスルモ之ヲ調整シテ資本ノ二重投資ノ不經濟ヲ除キ利用者ノ便益ヲ増進シ事業ノ健全ナル發達ニ資シ以テ國利民福ニ寄與スルノ要極メテ緊切ナルモノアリ然レドモ是等調整ニハ複雑ナル利害關係ヲ伴フノミナラズ事業トシテノ沿革、特殊ノ事情等モアリ關係事業經營者間ノ自治的調整ニ委ヌルノミニテハ充分ノ成果ヲ擧ゲ難キヲ以テ今回陸上交通事業調整法公布セララルルニ至

リタルモノナル處之ガ施行ニ關スル事務ヲ掌理セシムル爲監督局ニ調整課ヲ設置シ書記官一人、事務官三人、技師一人、屬十九人、技手八人ヲ増員セントスルモノナリ

- 事務分擔左ノ如シ
- 一課長
  - 一陸上交通事業ノ調整ニ關スル免許、許可等ノ事務
  - 一並ニ法制及實情ノ調査研究
  - 一陸上交通事業ノ營業運轉ニ關スル事務
  - 一陸上交通事業ノ評價其ノ他會計事務
  - 一陸上交通事業ノ調整ニ關スル技術上ノ調査計畫

書記官 一  
 事務官 七  
 屬 六  
 事務官 六  
 屬 六  
 技師 一  
 技手 八

國勢ノ重要トスル地域及事業者數目

地域	地方鐵道	軌道	自動車	計
東京市及其ノ附近	九	八	二九	四六
村山貯水池附近	五	〇	一一	一六
川越地地方	二	〇	一一	一三
横濱市及其ノ附近	四	二	八	一四
練馬地地方	二	一	九	一二
宮山縣地地方	七	一	八	一六
三浦地地方	七	一	二八	三六
名古屋市及其ノ附近	五	〇	一七	二二
京都市及其ノ附近	四	一	一七	二二
大坂、神戶間	二	七	九	一八
大坂、神戶間	四	三	九	一六
神戸市及其ノ附近	四	三	六	一三
香川縣地地方	〇	三	二七	三〇
徳島市及其ノ附近	一	〇	二二	二三
高知市及其ノ附近	一	一	六	八
小倉市及其ノ附近	一	二	五	八
直方、飯塚及其ノ附近	一	一	八	一〇
福岡市及其ノ附近	二	三	一	六
大宮市及其ノ附近	二	四	二	八
合計	六八	四五	四三一	四四八

昭和十三年四月一日  
法律第七十一號

陸上交通事業調整法

内 務 省  
鐵 道 省

第一條 本法ニ於テ陸上交通事業トハ地方鐵道事業、軌道事業、自  
動車運輸事業其ノ他勅令ヲ以テ指定スル事業ヲ謂フ

第二條 主務大臣公益ノ増進ヲ圖リ陸上交通事業ノ健全ナル發達ニ資スル爲陸上交通事業ノ調整ヲ爲サントスルトキハ交通事業調整委員會ノ意見ヲ徵シ調整ノ區域、調整スベキ事業ノ種類及範圍、之ト密接ナル關係ヲ有スル兼業ノ處置竝ニ左ノ各號ニ依ル調整ノ方法ヲ決定スベシ

- 一 會社ノ合併又ハ設立
  - 二 事業ノ讓受又ハ讓渡
  - 三 事業ノ共同經營
  - 四 事業ノ管理ノ委託又ハ受託
  - 五 連絡上必要ナル線路其ノ他ノ設備ノ新設、變更又ハ共用
  - 六 運賃又ハ料金ノ制定、變更又ハ協定
  - 七 連絡運輸、直通運輸其ノ他運輸上ノ協定
  - 八 用品其ノ他ノ共同購入、共同修繕其ノ他調整上必要ト認ムル方法
- 主務大臣ハ前項ノ決定ニ依リ陸上交通事業經營者ニ對シ前項第一號ノ事項ノ實施ヲ勸告シ又ハ同項第二號乃至第八號ノ事項ノ實施ヲ命ズベシ

第三條 陸上交通事業經營者前條第二項ノ勸告ニ依リ主務大臣ノ指定スル期間内ニ協定ヲ爲シタルトキハ之ガ認可ヲ申請スベシ

陸上交通事業經營者前條第二項ノ命令ヲ受ケタルトキハ主務大臣ノ指定スル期間内ニ協定ヲ爲シ之ガ認可ヲ申請スベシ協定成立セザルトキハ主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ協議調ハザル事項ヲ裁定ス

主務大臣前項ノ裁定ヲ爲サントスルトキハ交通事業調整委員會ノ意見ヲ徵スベシ但シ重要ナラザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

主務大臣第二項ノ裁定ヲ爲シタルトキハ關係陸上交通事業經營者ニ之ヲ通知スベシ

第四條 交通事業調整委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 第二條第一項ノ規定ニ依リ決定シタル調整ノ區域内ニ於ケル陸上交通事業經營ノ免許又ハ特許ニシテ重要ナルモノハ主務大臣交通事業調整委員會ノ意見ヲ徴シ之ヲ爲スベシ

第六條 第二條ノ規定ニ依ル調整ノ實施ニ因リ調整ノ區域内ニ於ケル主要ナル陸上交通事業ヲ包括シ經營スルニ至リタル會社ニシテ勅令ニ依リ指定スルモノノ定款ノ變更、社債ノ募集、合併及解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第七條 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノ第二條ノ規定ニ依ル調整ノ實施ニ因リ陸上交通事業ヲ經營スル會社ノ株主若ハ債權者ト爲リ又ハ其ノ會社ニ事業ノ管理ヲ委託シタル場合ニ於テハ北海道廳長官、府縣知事又ハ市町村長其ノ他之ニ準ズベキ者ハ其ノ指名スル吏員ヲシテ商法ノ定ムル選任方法ニ依リ其ノ會社ノ取締役又ハ監査役タラシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ市町村第七十七條及第七十八條又ハ町村制第六十五條及第六十六條若ハ之ヲ準用スル北海道一級町村制第一條ノ規定ヲ適用セズ  
前項ノ規定ニ依リ會社ノ取締役又ハ監査役ト爲リタル者吏員タル身分ヲ失ヒタルトキハ取締役又ハ監査役ノ職ヲ失フ

第八條 第二條ノ規定ニ依ル調整ノ實施ニ因リ左ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登録税ノ額ハ左ノ額トス但シ登録税法ニ依リ算出シタル登録税ガ左ノ額ヨリ少キトキハ其ノ額ニ依ル

一 會社ノ設立又ハ資本増加

金錢出資ニ依ル拂込株金額又ハ増資拂込株金額ノ千分ノ五  
ト金錢以外ノ財産ノ出資ニ依ル拂込株金額又ハ増資拂込株  
金額ノ千分ノ一トノ合計額

二 會社ノ設立若ハ資本増加又ハ陸上交通事業ノ讓受ノ場合ニ於ケル不動産ニ關スル權利ノ取得

不動産ノ價格ノ千分ノ三

北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前項ニ規定スル不動産ニ關スル權利ノ取得ニ關シ地方税ヲ課スルコトヲ得ズ

第九條 地方鐵道法、軌道法、自動車交通事業法又ハ之ニ基キテ發

スル命令ニ依リ免許、特許、許可又ハ認可ヲ受クルコトヲ要スルモノニ付テハ第三條又ハ第六條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該法令ノ規定ニ依ル免許、特許、許可又ハ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第十條 第三條第二項ノ裁定アリタル場合ニ於テ第二條第一項第二號ノ讓受ノ價額、同項第三號ノ共同經營ニ於ケル收得若ハ負擔ノ金額ノ割合又ハ同項第四號ノ管理ノ報酬金額ニ付不服アル者ハ協定ノ相手方ヲ被告トシ裁定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ適當裁判所ニ出訴スルコトヲ得  
前項ノ訴訟ハ第二條第二項ノ命令及第三條第二項ノ裁定ノ效力ヲ停止セズ

第十一條 第二條第二項ノ規定ニ依リ事業ヲ讓受ケタル者前條ノ規定ニ依リ出訴シタル場合ニ於テハ裁定ニ基ク讓受價額ト自己ノ見積價額トノ差額ニ相當スル金錢ヲ供託スルコトヲ得

第十二條

陸上交通事業經營者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ交通事業監督委員會ノ意見ヲ徵シ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

- 一 取締役其ノ他ノ役員ヲ解任スルコト
- 二 他人ヲシテ事業經營者ノ計算ニ於テ事業ノ管理ヲ爲サシムルコト
- 三 事業ノ全部又ハ一部ノ停止ヲ爲サシムルコト
- 四 免許又ハ特許ノ全部又ハ一部ヲ取消スコト

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

勅令第 號

臺灣總督府氣象臺官制

官制案ニテ多少ノ字句  
ノ変更アル見込

第一條 臺灣總督府氣象臺ハ臺灣總督ノ管理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 氣象ニ關スル觀測、調査、報告及研究
- 二 天氣豫報、暴風警報及氣象通報
- 三 地震、地動、火山及津浪ノ觀測、調査、報告及研究
- 四 地磁氣、地中電氣、空中電氣及日射ノ觀測、調査、報告及研究
- 五 海洋ノ觀測、調査、報告及研究
- 六 外國氣象機關トノ連絡
- 七 氣象計器ノ檢定、調整、修理及研究

八 天象ノ觀測、曆書編成、時ノ測定、報時及時計ノ檢定

九 氣象知識及防災思想ノ普及

第二條 氣象臺ハ之ヲ臺北ニ置ク

氣象臺ノ事務ヲ分掌セシムル爲必要ノ地ニ附屬測候所ヲ置ク  
附屬測候所ノ名稱及位置ハ臺灣總督之ヲ定ム

第三條 氣象臺ニ左ノ職員ヲ置ク

臺長

技師 專任六人 奏任

書記 專任三人 判任

技手 專任五十二人 判任

第四條 臺長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ臺灣總督ノ指揮監督ヲ承ケ氣象臺ノ  
事務ヲ掌理ス

第五條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第六條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第七條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第八條 附屬測候所ニ所長ヲ置ク技師又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ

所長ハ臺長ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌ル

第九條 臺灣總督ハ必要ノ地ニ氣象臺又ハ附屬測候所ノ出張所又ハ檢潮  
所ヲ置クコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
昭和十三年十二月三十一日迄ハ第三條ノ規定ニ拘ラズ技手ハ專任四十八  
人ヲ以テ定員トス

理 由 書

本島氣象事業ノ重要性ニ鑑ミ氣象機構ノ整備改善ヲ圖ランカ爲臺灣總督  
府官制ヨリ測候所ヲ分離シ新ニ臺灣總督府氣象官制ヲ制定シ臺灣總督  
府官制中測候所技師六人、屬一人及測候所技手三十四人ヲ減員シ之等ノ  
職員ヲ夫々氣象官制ノ技師、書記及技手ニ充ツルノ外氣象事業ノ擴充  
ノ爲新ニ書記二人及技手十八人ヲ増員シ合計技師六人、書記三人及技手  
五十二人ヲ以テ氣象官制ヲ新設シ其ノ組織ニ關シテハ臺灣總督府氣象官  
下ニ十二ノ附屬測候所ヲ設クルコトトシ以テ氣象機構ノ統一ヲ圖リ觀測  
ノ正確通報ノ敏速ヲ期スルノ要アルニ由ル

勅令第 號

臺灣總督府氣象臺官制

# 確定案

第一條 臺灣總督府氣象臺ハ臺灣總督ノ管理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 氣象ニ關スル觀測、調査、報告及研究
- 二 天氣豫報、暴風警報及氣象通報
- 三 地震、地動、火山及津浪ノ觀測、調査、報告及研究
- 四 地磁氣、地中電氣、空中電氣及日射ノ觀測、調査、報告及研究
- 五 海洋ノ觀測、調査、報告及研究
- 六 氣象計器ノ檢定、調整、修理及研究
- 七 天象ノ觀測、曆書ノ編製、時ノ測定、報時及時計ノ檢定

八 氣象知識及防災思想ノ普及

第二條 氣象臺ハ之ヲ臺北ニ置ク

氣象臺ノ事務ヲ分掌セシムル爲必要ノ地ニ附屬測候所ヲ置ク

附屬測候所ノ名稱及位置ハ臺灣總督之ヲ定ム

第三條 氣象臺ニ左ノ職員ヲ置ク

臺長

技師 專任六人 奏任

書記 專任三人 判任

技手 專任五十二人 判任

第四條 臺長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ臺灣總督ノ指揮監督ヲ承ケ氣象臺ノ

事務ヲ掌理ス

第五條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第六條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第七條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第八條 附屬測候所ニ所長ヲ置ク技師又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ

所長ハ臺長ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌ル

第九條 臺灣總督ハ必要ノ地ニ氣象臺又ハ附屬測候所ノ出張所ヲ置クコ

トヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年十二月三十一日迄ハ第三條ノ規定ニ拘ラズ技手ハ專任四十八人ヲ以テ定員トス

理 由 書

臺灣ニ於ケル氣象事業ノ重要性ニ鑑ミ氣象觀測官署ノ整備改善ヲ圖ラン  
カ爲臺灣總督府氣象臺ヲ新設スルノ要アルニ由ル

朕南洋廳郵便局官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和 年 月 日

内閣 總理 大臣  
拓務 大臣

勅令第 號

南洋廳郵便局官制中左ノ通改正ス

第二條中「局長」ノ次ニ「通信事務官 專任一人 奏任」ヲ加ヘ「通信

書記 專任七十人」ヲ「通信書記 專任九十人」ニ、「通信技

手 專任十一人」ヲ「通信技手 專任十五人」ニ改ム

第三條中「南洋廳事務官」ヲ「通信事務官」ニ改ム

第三條ノ二 通信事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第八條中「南洋廳長官ハ必要ニ應ジ」ノ下ニ「通信事務官」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年九月三十日迄ハ第二條ノ改正規定ニ拘ラズ通信書記及通信書

記補ハ專任八十九人、通信技手ハ專任十四人ヲ以テ定員トス

理由

南洋廳管内ニ於ケル通信業務増進ノ爲通信事務官一人、通信書記二人、通信書記補五人、サイパン郵便局移動分室設置ノ爲通信書記補一人、簡易生命保険及郵便年金事務郵便振替貯金特別取扱業務増進ノ爲通信書記一人、通信書記補三人及通信機關整備ニ伴フ維持運用ノ爲通信書記六人、通信書記補四人、通信技手三人増員スルト共ニ前年度ニ於テ臨時職員トシテ増員シタル通信書記一人、通信技手一人ヲ經常職員ニ振替フルノ要アル處サイパン郵便局長ヲ通信事務官トスル爲通信書記一人、簡易生命保険及郵便年金業務ニ従事セル遞信課ノ通信書記補ヲ通信書記トスル爲通信書記<sup>補</sup>一人ヲ各減員スベキモノアルヲ以テ差引通信事務官一人、通信書記八人、通信書記補十二人及通信技手四人ヲ増員スルノ要アルニ由ル

朕高等官等俸給令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

昭和 年 月 日

内閣總理大臣

勅令第

第 号 勅令

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十五條中「南洋廳警視」ノ次ニ「南洋廳通信事務官」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理 由

南洋廳通信事務官ノ新設ニ伴ヒ本令中改正ノ要アルニ由ル

秘

勅令第 號

商工部内臨時職員設置制中左ノ通改正ス

第二條ノ三第三號ヲ左ノ如ク改ム

三 物價統制ニ關スル事務ニ從事スル者

事務官 專任二人

物價事務官 專任七人 奏任

屬 專任十八人

物價事務官ハ上官ノ命ヲ承ク物價ノ調査及取締ニ關スル事務ヲ  
掌ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

秘

勅令第 號

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第十五條中「商工理事官」ノ次ニ「商工省物價事務官」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

勅令第 號

廳府縣臨時職員等設置制中左ノ通改正ス

第十一條 物價調整及貯蓄獎勵ニ關スル事務ニ從事セシムル爲北海道廳ニ及府縣ニ通シテ左ノ職員ヲ置ク

北海道廳

屬 技手 專任三人

府縣

地方事務官 專任九人

屬 技手 專任九十一人

前項ノ職員ノ各府縣内ノ定員ハ内務大臣之ヲ定ム

第十二條 北海道廳及各府縣ニ物價調整官及物價調整官補ヲ置クコトヲ得

物價調整官ハ北海道廳事務官又ハ地方事務官ヲ以テ、物價調整官補ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ物價調整及貯蓄獎勵ニ關スル事務ニ從事ス

附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

物價調整ニ要スル經費

物價ノ急激ナル騰貴ヲ抑止スルハ支那事變ニ對處シ其ノ目的遂行ヲ遺憾ナカラシムル爲憲ニ緊要トス依ツテ中央及地方ニ物價騰貴抑止ニ關スル委員會ヲ設ケ民間當業者、消費者ノ代表者等ヨリ委員ヲ選任シ舉國一致ノ体制ヲ整フルト共ニ各府縣ニ相當數ノ調査員ヲ配置シ尙中央及地方ニ專任係官ヲ置キ取締ノ強化並ニ事變ノ持續ニ伴ヒ益々必要トセララルル價格統制ノ關係ナル運用ヲ確保セントス  
仍ツテ左ノ經費ヲ要ス

物價調整ニ要スル經費

款項	金額	區分	員數	單價	年度要項額	年度要項額	計(金額)	備考
臨時部	九三六二六	事務官	二	二八八〇	五三八〇	四八〇	五七六〇	
物價調整費	三六一六三	事務官	四	二二八〇	八九二〇	一三三〇	一〇九六〇	
俸給		事務官	四	九八五	三九八〇	三二八	三九四〇	
事務費	五七四六三	事務官	一四	九八五	一三六四〇	一四九	一三九七〇	
特別費		特別費	一	一〇〇	三六一六三	三三七	三九四五〇	
内國旅費		内國旅費	九	六〇〇	五四〇〇	一五〇	五九〇〇	
奉仕官		奉仕官	一	一〇〇	一八〇〇	一八〇	二〇〇〇	
判任官		判任官	一	一〇〇	一八〇〇	一八〇	二〇〇〇	
合計		合計	二七	一〇〇	三六、〇〇〇	二、〇〇〇	三八、〇〇〇	

(十三二十三)

款項	金額	區分	員數	單價	年度要項額	年度要項額	計(金額)	備考
臨時部		事務官	二	二八八〇	五三八〇	四八〇	五七六〇	
物價調整費		事務官	四	二二八〇	八九二〇	一三三〇	一〇九六〇	
俸給		事務官	四	九八五	三九八〇	三二八	三九四〇	
事務費		事務官	一四	九八五	一三六四〇	一四九	一三九七〇	
特別費		特別費	一	一〇〇	三六一六三	三三七	三九四五〇	
内國旅費		内國旅費	九	六〇〇	五四〇〇	一五〇	五九〇〇	
奉仕官		奉仕官	一	一〇〇	一八〇〇	一八〇	二〇〇〇	
判任官		判任官	一	一〇〇	一八〇〇	一八〇	二〇〇〇	
合計		合計	二七	一〇〇	三六、〇〇〇	二、〇〇〇	三八、〇〇〇	



計書ノ大要

一、物價調整ニ關スル委員會

本省ニ中央委員會、各府縣ニ地方委員會ヲ置ク  
委員、幹事及書記ノ數ハ次ノ如シ

委員會別	委員	計	幹事	計	書記	計
中央委員會	六三人	六三人	六人	六人	六人	六人
地方委員會						
東京、大阪	四五	九〇	三	六	三	六
神奈川、愛知、京都、兵庫、福岡	三〇	一五〇	三	一五	三	一五
其ノ他(二道及三九縣)	二五	一、〇〇〇	三	一二〇	三	一二〇

會長ハ中央委員會ニ在リテハ商工大臣、地方委員會ニ在リテハ道府縣知事トス

地方委員會ハ必要ト認ムル地ニ支部ヲ置クコトヲ得

委員ハ關係各廳官公吏、民間營業者、消費者ノ代表者、學識經驗者中ヨリ之ヲ選任ス

必要ニ應ジ中央及地方ニ商品別特別委員會ヲ置ク

特別委員ハ委員會委員及當該商品ノ關係者中ヨリ之ヲ選任ス

中央ノ商品別特別委員會ハ差當リ左ノ十二トシ地方ノ商品別特別委員會ハ之ニ準ズ

「綿及羊毛」、  
「バルブ、人絹、人絹及紙」、  
「ゴム及皮革」、  
「木材及木炭」、  
石油、石炭、工業藥品、鐵、  
「銅及アルミニウム」、  
「錫其ノ他ノ非鐵金屬」、  
肥料、食料品

委員會ハ物價騰貴防止ニ關スル適切ナル方策ヲ審議シ且關係營業者團體ヲ動員シ之ガ實行ニ關シ協力セシム尙商品別特別委員會ハ委員會ノ審議ニ資スル爲商品別ニ物價騰貴防止ニ關スル對策ヲ審議シ基準價格及其ノ公差ノ設定ヲ必要ト認ムルトキハ之ガ調査ニ當ルモノトス而シテ重要商品又ハ全國ニ關係アル事項ニ付テハ地方委員會ハ中央委員會ニ協議スルモノトス

一、事務分擔（商工省所管）

物價事務官	理由
— 人	物價事務官ハ物價ノ調査及取締ニ關スル 事務ヲ掌ルモノナルガ商品別ニ次ノ如ク 分擔ス 纖維品 皮革ゴム 金屬品 化學工業品 木材及燃料 食料品 雜品
— 人	
— 人	
— 人	
— 人	
— 人	

二、事務分擔（内務省所管）

配置府縣名	地方事務官	理由
東京、大阪	各 二人	物價ノ統制並ニ貯蓄獎勵ニ 關スル事務ニ從事スルモノナルガ 事ヲ考慮シ配置ス
愛知、京都、兵庫	各 一人	
神奈川、福岡	各 一人	
計	九人	

三、調査員ノ配置

各府縣ニ置ク其ノ配置豫定數ヲ示セバ次ノ如シ

地方別	調査員
東京、大阪	各 二〇〇人
神奈川、愛知、 京都、兵庫、 福岡	各 一〇〇
其ノ他(一道 及三九縣)	各 五〇
計	三〇〇〇

調査員ハ當業者又ハ當業者團體職員中ヨリ地方長官之ヲ任命シ本省及  
地方廳ノ命ニ應ジ定期又ハ臨時ニ取引事情ヲ調査報告セシメ物價ノ  
動止對策ニ必要ナル資料ヲ提供セシムルト共ニ暴利行爲ノ取締、價格  
統制ノ實行確保ニ協力セシムルモノトス

一、政府消費ノ調整ノ件

(第一特別委員會)

政府及地方團體ノ消費ハ巨額ニ上リ其ノ物價ニ及ボス影響多大ナルモ  
ノアルニ鑑ミ政府及地方團體ハ他ニ率先シテ消費ヲ合理化シ無駄ヲ排  
除スルハ勿論極力消費ヲ節約シ進ンデ規格ノ緩和、代用品ノ使用ヲ圖  
ルト共ニ其ノ所費物資ノ調達方法等ニ付テモ極力意ヲ用ヒ以テ物價ノ  
抑制ニ努ムルヲ緊要ト認ム

一、供給ノ確保ノ件

第一 生産ノ増大

1 軍需充足、輸出振興ニ必要ナル産業ノ生産ヲ増加スル爲左ノ措置ヲ講ズルヲ緊要ト認ム

(1) 現存設備ノ生産能力ヲ極力發揮セシムル爲生産設備ノ合理的利用ヲ圖ラシメ原材料ノ供給ニ付テモ之ヲ優先的ニ爲スト共ニ勞務者ニ付テモ之ガ配置、再訓練等ニ付適當ナル方策ヲ講ズルコト

(2) 新生産設備ニシテ其ノ生産完成期ノ相當長期ニ亙ルモノニ付テハ此ノ際之ヲ調整シ限リアル對外購買力ヲ極力現存生産設備ノ生産力發揮ニ利用スルコト

(3) 生産力擴充ニ關シテハ一部設備不足ノ爲生産力ヲ充分發揮シ得ザル向ニ對シ其ノ整備ヲ優先的ニ認ムル等材料ノ獲得、資金ノ調達ニ付一段ノ改善ヲ加フルコト

將來ノ反動ニ對スル警戒ノ爲ニ、生産力擴充ノ阻マレル傾アルモノニ付テハ至急之ガ對策ヲ講ズルコト

2 民生活維持ニ必要ナル物資ノ生産力ニ付テモ生産ノ合理化、種ノ整理、餘剩勞力ノ利用等ニ依リ極力之ガ維持ヲ圖リ必要給量ヲ確保スルモノトス

3 實際不急不用ト認メラル産業ノ生産力ヲ必要方面ヘノ生産轉ゼシムル爲積極的の方策ヲ講ズル要アルモノトス

第二 輸入力ノ増進

1 力ヲ増進スル爲極力左ノ措置ヲ講ズルノ要アリト認ム

(1) 輸出用原料ノ輸入ヲ圓滑ナラシムル爲正貨準備ヲ適當ニ利用スルコト

(2) 製品ノ輸出ト其ノ原材料ノ輸入トチリンクセシムル等輸出用原材料ノ輸入ノ確保ヲ爲スト共ニ輸出用原材料ノ國內消費轉用ヲ徹底的ニ防止スルコト

(イ) 輸出ノ振興ヲ妨グル障礙則ヘバ割當制等ヲ出來得ル限り除去スルコト

(ニ) 滿洲、北支、中支等ヨリ原材料ヲ極力輸入スルコト

(ホ) 産金ノ獎勵ニ付テハ更ニ積極的の方策ヲ講ズルコト

(ハ) 貿易外受取勘定ノ増大ヲ圖ル爲海運賃ノ對外受取増大策ヲ講ズル等適當ナル方策ヲ樹立スルコト

(ト) 政府及民間ノ在外機關ヲ此ノ際整理統一スル等貿易外支拂勘定ノ減少ヲ圖ルコト

### 三 代用品ノ獎勵

獎勵ヲ必要トスル代用品ヲ明示シ極力其ノ發明改善ヲ圖ルト共ニ適當ノ方法ニ依リ之ヲ助成シ優良代用品ノ生産ニ努ムルモノトス尙政府、地方公共團體等ニ於テ率先シテ使用スル等之ガ普及ヲ圖ルノ要アリ

### 第四 廢品又ハ不用貯藏品ノ利用

- 1 學校、地方公共團體、婦人團體等ヲ通ジ廣ク一般家庭ニ廢品又ハ不用貯藏品ノ更生利用ノ必要ヲ了知セシメ之ガ供出ニ努ムシムルト共ニ其ノ蒐集ノ組織ヲ整備スルノ要アリ
- 2 政府及地方公共團體ハ勿論工場、鑛山、尋常場等産業方面ニ於ケル廢品ノ蒐集利用、不用貯藏品ノ活用ヲ極力圖ラシムルモノトス

六、配給ノ改善ノ件

(一) 營業者ノ組織化

1 配給ノ改善ハ營業者ノ組織化ヲ先決要件トス而シテ營業者ノ組織化ニ付テハ最近相當普及シツツアルモ全業種、全業態、全地域ニ互リ積極的ニ其ノ促進ヲ圖ル要アリ尙重要物資ニ付テハ必要ニ應ジ其ノ關係營業者ニ對シ夫々ノ組合ヲ強制設立セシムル要アルモノトス

2 營業者ノ組織化ト併セテ生産、輸入、輸出、配給、消費等ノ關係者間ノ聯絡ヲ密ナラシムル要アルヲ以テ之ガ適當ナル団体ヲ活用スルト共ニ地方的ニ又ハ全國的ニ聯絡統制機關ヲ設置セシムルノ要アルモノトス

(二) 買占、賣惜並ニ買溜ノ防止

1 買占、賣惜ノ取締ニ關シテハ暴利取締令ノ強化及其ノ勵行ヲ爲スト共ニ必要ニ應ジ在庫量ノ制限ヲ爲スノ要アリ

2 一般消費者ノ買溜等ノ防止ニ付テハ國民精神總動員運動ニ依ル等速ニ適當ナル措置ヲ講ズルモノトス

(三) 配給管理、數量割當又ハ切符配給制度ノ採用

強度ノ消費制限ヲ必要トスル物資ニ付テハ配給管理、數量割當又ハ切符配給制度ヲ採用スルヲ適當ト認メラル尙必要ニ應ジテハ斯ル制度ト併セテ販賣先又ハ購入先ノ指定等ヲ爲スノ要アルヘシ

(四) 配給費ノ低減

營業者ノ組織化ト併セテ配給ノ系統及範圍ノ合理化ヲ圖リ必要ニ應ジ配給口錢ヲ公定スル等ノ方法ニ依リ配給費ノ低減ヲ圖ルモノトス

一、運輸ノ改善ノ件

（第一特別委員會）

運賃、輸送ノ如何ハ物價ニ及ボス影響甚大ナルヲ以テ運輸ノ改善ニ關シ專門委員會ヲ設ケ左ノ事項ヲ調査審議セシムルヲ適當ト認ム

- 1 運賃ノ低減ニ必要ナル方策如何
- 2 輸送ヲ圓滑ナラシムルニ必要ナル方策如何
- 3 運輸機關相互間ノ聯絡改善ニ關シ必要ナル方策如何
- 4 其ノ他運輸改善ニ關シ必要ナル事項

一、物價ノ現状ニ鑑ミ差當リ特ニ對策ヲ必要トスル物品及差當リ設置ヲ必要トスル物資別專門委員會ノ選定ノ件

（第二特別委員會）

各種ノ物資ニ對スル價格騰貴抑制ノ具体的方策ニ關シテハ物價ノ現状ニ鑑ミ差當リ特ニ對策ヲ必要ト認メラルルモノヲ選ビ之ニ對應スル專門委員會ヲ設置シ調査審議セシムルヲ適當ト認ム

第一、差當リ特ニ對策ヲ必要ト認メラルルモノ

既ニ相當程度ノ統制ヲ國ニ於テ行ヒ居ルモノ及需給調整措置ノ既ニ或ル程度實施セラレツツアルモノニ比シ物價ノ現状ニ鑑ミ差當リ特ニ早急ニ對策ヲ必要ト認メラルルモノハ左ノモノトス

（一）纖維品

- 1 綿製品
- 2 毛製品
- 3 麻製品

- (一) 食料品
- (二) 化學工業品
  - 1 工業藥品
  - 2 醫藥品
  - 3 ゴム及其製品
- (四) 金屬品
- (五) 燃料
- (六) 紙其他雜品
  - 1 紙類
  - 2 建築材料
  - 3 皮革及其製品
  - 4 雜品
- (七) 家賃、地代、交通費

第三、差當り設置ヲ必要トスル專門委員會

差當り設置ヲ必要トスル專門委員會ハ左ノモノトス

- 纖維品專門委員會
- 食料品專門委員會
- 化學工業品專門委員會
- 金屬品專門委員會
- 燃料專門委員會
- 雜品專門委員會
- 家賃、交通費等專門委員會

各專門委員會ノ專門委員ハ一部ノ業者ニ偏スルコトナク又消費者ヨリモ之ヲ選出スル様考慮スベキモノト認ム尙專門委員會ニ於テ調査審議スルニ當リテハ必要ニ應シ物品別ニ部會ヲ設クルヲ適當ト爲スベシ

、公定價格、基準價格等ノ決定及其ノ實施ニ關スル方針ノ件

(第二特別委員會)

(一)我國物價ノ現狀ニ鑑ミルトキハ之ガ騰貴抑制ハ斷乎タル方針ヲ以テ行フノ要アリ、政府ニ於テハ速ニ此ノ方針ヲ闡明シ國民一般ニ全面的協力ヲ要請スベキモノト認ム

(二)現在ノ爲替相場ヲ堅持シ軍需資材ノ供給ヲ確保シ輸出ノ振興ニ資シ得ルト共ニ現下ノ狀勢ニ順應セル國民生活ノ安定ニ資シ得ル範圍内ニ抑制スルコトヲ以テ物價騰貴抑制ノ目標ト爲スモノトス

(三)公定價格、基準價格等ヲ決定スル場合其ノ價格ハ物品ノ事情ニ應ジ考慮決定スベキモノナルモ大体ニ於テ左ノ價格ヲ標準ト爲スモノトス

1 輸入品ノ輸入價格

2 輸出品ノ海外市場價格

3 生活品其ノ他國內生産一般物品ノ少クトモ現在以上ニ價格ヲ

騰貴セシメザルコトヲ前提トナシ個々ノ事情ニ應ジ支那事變前ヲ目標トシ引下ゲテ行フモノトス

(四)公定價格、基準價格等ノ決定ハ小賣、卸及生産ノ各過程ニ付之ヲ行フテ原則ト爲スモノトス  
尙原材料品ニ關シテハ之ヲ主原材料ト爲ス製品ニモ及ボスモノトス

(五)公定價格、基準價格等ヲ實施スルニ當リテハ政府ニ於テ必要ナル措置ヲ講ズルハ勿論營業者ヲ夫々其ノ業態ニ應ジ組織化セシメ實施ニ必要ナル措置ヲ講ゼシムルモノトス

一、物價ノ監視取締ニ關スル方針ノ件

(第二特別委員會)

(一) 監視ノ爲左ノ資料ヲ蒐集整理スルコト

イ 差當リ特ニ對策ヲ必要トスル物品其ノ他必要ト認メラル、モ  
ノヲ撰定シ調査員ヲシテ市價其ノ他ノ取引狀況ヲ定期的ニ調  
査セシムルコト

ロ 重要物品ノ營業者ニ定期的ニ取引數量、取引價格、在庫高ヲ  
報告セシムルコト

(二) 取締ニ關シテハ前記資料ニ依リ必要アリト認メラルモノニ付府

縣官吏(警察官ヲ含ム)ヲシテ之ニ當ラシムルト共ニ店舗倉庫其  
ノ他ニ付實地査閱ヲ爲サシムルコト

(三) 更ニ左ノ方法ニ依リ之ガ徹底ヲ期スルコト

(1) 重要物品ノ市價ノ公示  
(2) 定價販賣其ノ他販賣價格ヲ一般ニ知ラシメル方法ヲ營業者ニ  
講ゼシメルコト

(3) 諸物價對策ヲ「ラヂオ」其ノ他ヲ通ジ隨時一般ニ了知セシム  
ルコト

(四) 地方物價委員會及調査員ハ價格ノ調査及之ガ對策ノ樹立ニ依リ實  
質的ニ監視、取締ノ機能ヲ行フコト

地方物價委員會トノ聯絡方針ノ件

(第二特別委員會)

中央物價委員會ニ於テ措置ヲ決定シタル物品ニ付當該地方ニ於ケル監視取締ニ關シ必要ナル事項ヲ調査審議スルト共ニ地方的物價ノ騰貴抑制ノ具体的方策ヲ調査審議スルモノトス而シテ中央物價委員會ト地方物價委員會トノ聯絡ハ商工省及地方廳ニ於テ夫々之ニ當ルモノトス

纖維品物價專門委員會答申

綿製品ノ價格騰貴ヲ抑制スル爲ノ應急對策ニ關シテハ茲ニ答申致シタル處ナルガ綿ネル其ノ他ニ付テモ左記ノ通り標準最高販賣價格ヲ定ムルテ適當ト認ム

記

標準最高販賣小賣價格(東京ニ於ケル價格トス地方ハ其ノ特殊事情ヲ考慮シ之ヲ決定スルモノトス)

種別	小賣價格	備考
白オランダ綿ネル(二巾物)四二級	第一尺 〇二五	上記ノ小賣價格ハ小賣口餘
時色	〇二六	一割以内卸賣口餘五分以内
紅色	〇二八	テ含メタルモノトス
三線青年團服	一着ニ付 五七〇	四二級トハ一時ノ間ニ經二
用布三〇吋巾四〇ヤール		十番手四十一本緯八番手四
(目附二貫二百五十匁)		十二本打込ノモノヲ謂フ
國防色中等品		

婦人裏毛綿メリヤス下着 (混紡緯三十二番手、經十番手糸) (白及色物一枚七十匁附)	一、五〇 上記ノ小賣價格ハ小賣口錢 二割五分以内、卸賣口錢一 割以内ヲ含メタルモノトス
---	--

織維品物價専門委員會答申

綿製品

綿製品ノ假裕騰貴ヲ抑制スル爲ノ應急對策ニ關シテハ養ニ答申致シタル處ナルガ蒲團綿ニ付テモ左記ノ通標準最高販賣價格ヲ定ムルヲ旨ト認ム

記

標準最高販賣價格(東京ニ於ケル價格トス地方ハ其ノ特殊事情ヲ考慮シ之ヲ決定スルモノトス)

種別	卸賣價格	小賣價格
蒲團綿(天津一號)	三疋ニ付 四圓五〇	五圓〇〇
全(赤綿)	三〇〇	三三〇
青梅綿	四十匁ニ付 三〇〇	三三三

毛製品

毛製品ハ其ノ性質上秋冬期ニ向フニ從ヒ益々需要増加スルモノナルニ鑑ミ急遽ニ之ガ價格騰貴抑制ヲ圖ル要アルヲ以テ今後之ヲ引下ゲル見地ノ下ニ差當リ左記標準的品種ニ付最高標準販賣價格ヲ設定スルヲ緊要ト認ム尙羅紗、ノルトン地其他仕上品ニ付テモ追テ標準最高販賣價格ヲ定ムル方針ナリ

記

標準最高販賣小賣價格（東京ニ於ケル價格トス地方ハ其ノ特殊事情ヲ考慮シ之ニ準ズルモノトス）

(1) 洋服地

種別	小賣價格	備考
純毛サージ（紺、黒、白） 其他色物	一米（三百瓦）ニ付 五圓〇〇 一米（三百五十瓦）ニ付 五圓七〇	一、日毛製品ヲ標準トス 二、堅牢染トス
全	一米（四百五十瓦）ニ付 六圓六〇	

(2) 着尺物

混紡サージ（三割混紡）	一米（三百瓦）ニ付 四圓六〇	國防色ニ付テハ 一、毛染ハ一米ニ付 三圓 二、後染ハ一米ニ付 二圓 三、後染上ゲトス 四、サージハ一米ニ付 二圓 五、混紡ニ付テハ 六、同値 七、同値
全	一米（三百五十瓦）ニ付 五圓二〇	
全	一米（四百五十瓦）ニ付 六圓二〇	

種別	小賣價格
男物尾州奎セル	一反（百八十匁）ニ付 三圓五〇
女物尾州縞セル（中級品）	一反（百九十匁）ニ付 二圓五〇
尾州縞英ネル	一米（二十九匁）ニ付 三圓〇〇

(イ) モスリン

種別	小賣價格
紅、黒 (大京紡織赤百番)	大巾涼一尺ニ付 〇 〇 〇 〇
白、色 ( )	〇 〇 〇 〇

(ニ) 毛布類

種別	小賣價格
白毛布中級品 (日本毛織ボタン印)	二枚續物 (七百五十匁附) 二二圓五〇
茶毛布花額中級品 (泉州物)	二枚續物 (七百匁附) 一四六〇
綿毛布 (鐘紡紅葉印級綿糸)	二枚續物 (三百六十匁附) 四 五〇

(ホ) ノリヤス

種別	小賣價格
男物メリヤスシャツ (一打六斤付) 又ハズボン下 (防縮加工ナシ)	一枚 (六十匁)ニ付 三圓六〇

(ロ) 純毛平編腰卷

男物混紡メリヤスシ (四割混紡一打六斤付) ヤツ又ハズボン下 (防縮加工ナシ)	一枚 (六十匁)ニ付 三圓二〇
女物純毛メ (平編一打四斤半付) リヤス肌着 (タリ衿 防縮加工ナシ)	一枚 (四十五匁)ニ付 三〇〇〇
女物混紡メ (四割混紡平編一打四斤半付) リヤス肌着 (タリ衿 防縮加工ナシ)	一枚 (四十五匁)ニ付 三〇七〇

(ハ) 毛靴下

種別	小賣價格
純毛 (一打七斤付)	一枚 (七十匁)ニ付 三圓九五
混紡 (四割混紡一打六斤付)	一枚 (六十匁)ニ付 三圓六〇

表糸三二單糸純毛裏糸國  
又ハス・フ二〇單糸  
一打百五十匁付

一足 (十二匁五分)ニ付  
〇 〇 七〇

(イ) 手編糸

種別	小賣價格
純毛 N 二〇級	一封度ニ付 四圓七〇
純毛霜降	四九〇
混紡 N 二〇級	四四〇
混紡霜降	四六〇
カラミ糸	四四〇

食料品<sup>物價</sup>専門委員會答申

肉類價格ノ抑制ニ關スル意見

肉類ニ關シテハ牛肉、豚肉及鶏肉等國民ノ日常食用トシ來リタルモノノ價格ノ騰貴ヲ見特ニ牛肉ハ海外ヨリノ供給減退ニ基キ其ノ騰貴率顯著ナルモノアルノミナラズ之ニ伴ヒ豚肉モ亦價格昂騰ノ趨勢ニ在リ依テ價格抑制ノ應急的方策トシテ送カニ牛肉、豚肉等ノ増産及配給ノ改善ヲ圖ルハ勿論他面之等肉類ノ消費ノ合理化、價格ノ抑制及代用品トシテノ鯨肉、兎肉等ノ食用獎勵等ニ關シ差當リ左ノ諸對策ヲ實施スルヲ緊切ト認ム

(一) 牛豚等ノ増産及配給ノ改善

(1) 牛ノ増産ニ付テハ差當リ年約十萬頭以上ヲ目標トセル政府ノ増産方法ノ勵行ヲ期シ更ニ之ガ増産ニ努ムルコト

尙豚、兎、羊等ニ付テハ極力之ガ増産ヲ獎勵スルコト

(2) 肉類配給ノ合理化ヲ圖リ冷蔵車其他ノ運搬設備ノ充實ニ努ムルト  
及肉畜)

共ニ之ガ代用食トシテ増産ニ努ムベキ豚、兎等ニ付テハ之ガ運賃ノ低下ヲ圖ルコト

(二) 牛肉豚肉ノ消費節約

牛肉豚肉ノ供給不足ニ鑑ミ公私ノ會食等ハ固ヨリ一般旅館、飲食店及各家庭ニ通ジ肉類ハ一食ニ一皿ヲ限度トシ出來得ル限り之ガ消費ヲ節約セシムル方策ヲ講ズルコト、シ曠ニ付テハ特ニ之ガ屠殺ノ制限方ニ關スル具体的方策ヲ樹立スルコト

(三) 代用食ノ奨励

牛肉豚肉ノ消費節約實行ノ方策トシテ鯨肉、兎肉及羊肉等ノ食用ヲ奨励スルト共ニ速カニ之等代用品ノ供給ヲ豊富ナラシムベキ方策ヲ確立スルコト、殊ニ鯨肉ニ付テハ南氷洋ニ於ケル母船式捕鯨事業ノ振興ニ伴ヒ鯨肉ヲモ併セ内地へ輸送ノ道ヲ開クコト

(四) 小賣價格ノ抑制

(1) 小賣價格ハ凡テ之ヲ表示セシムルコトトシ牛肉及豚肉ニ付テハ各

銘柄ニ付各地方毎ニ夫々其ノ標準小賣價格ヲ設定スルコト尙此以外ノ肉類ニ付テモ必要ニ應ジ其ノ標準價格ヲ設定スルコト

(2) 標準小賣價格ハ新聞紙、ラデオ等ヲ通ジ之ヲ公表スルコト

(3) 府、縣、市、家畜市場及小賣市場等關係團體ニハ適當ナル指導員ヲ置キ相互ノ聯絡ヲ保チ公設小賣市場、私設小賣市場等ヲシテ適當ナル價格ヲ守ラシムル様指導セシムルコト

(四) 肉類ニ付テハ其ノ性質上特ニ量目、品質等ニ付取締ヲ嚴ニスルト共ニ此ノ點ニ關シ一般消費者ノ關心ヲ高ムルコト

化學工業品物價專門委員會答申

一 工業藥品

工業藥品ニ付テハ輸入品、國內生産品ノ兩方面ニ於テ之ガ根本的對策ヲ考究スルト共ニ現在以上ノ價格騰貴ヲ抑制スル爲漸次價格ヲ引下グル見地ノ下ニ差當リ左ノ階對策ヲ講ズルヲ緊切ト認ム

(一) 工業藥品中其ノ供給ヲ專ラ輸入ニ俟ツモノニ付テハ輸入價格ヲ基準トシテ定ムベキモノナルモ市中在庫品ニ付テハ相當高價ニテ取引セラレ居ル現狀ニ鑑ミ市中在庫品ト輸入品(今後通關手續ヲ爲スモノ)トニ區別シ差當リ前者ニ付テハ左記價格以上ニ之ヲ騰貴セシメザルコトトシ後者ニ付テハ今後輸入價格ヲ基準トシテ輸入業者、販賣業者ニ付夫々其ノ最終販賣最高價格ヲ決定スルモノトス

記

在庫品最終販賣最高價格

品名	單位	價格
洋松脂	一〇〇斤	二六〇〇圓
セルラツク	一〇〇斤	八五〇〇
アラビヤゴム	一〇〇斤	七五〇〇
支那桐油	一〇〇斤	一〇〇〇〇

普通品  
 (一) コスモス級又ハ  
 A、O、級  
 一〇〇封度 五〇〇〇

(二) 工業藥品中其ノ原料ノ供給ヲ主トシテ輸入ニ俟ツモノニ付テハ其ノ原料ノ輸入價格ヲ基準トシテ定ムベキモノナルモ市中在庫原料ニシテ相當高價ニテ取引セラレ居ルモノアル現狀ニ鑑ミ市中在庫品ニ付テハ差當リ左記價格以上ニ價格ヲ騰貴セシメザルコト尙今後原料品ノ價格低下ニ從ヒ製品價格ノ低下ヲ圖ルコト

記

（目）石炭酸、硼砂、グリセリンノ最終販賣最高價格ヲ左ノ通定ムルコト

品名	單位	大口取引價格	小口取引價格
石炭酸	ドラム入疋	一七〇〇 <small>圓</small>	一八〇〇 <small>圓</small>
硼砂（粒狀）	一〇〇斤	一三八〇	一三五〇
グリセリン（局方）	ドラム入疋	三〇〇	三二〇

（四）前記諸對策ヲ實施スルニ當リテハ政府ニ於テ之ガ實行確保ノ爲強力ナル措置ヲ講ズルハ勿論決定シタル販賣價格ハ當業者ヲシテ凡テ之ヲ表示セシメ、輸入同業會、販賣同業會等ヲシテ其ノ實行ノ監視ヲ爲サシムルト共ニ輸入統制並ニ市價及配給ノ適正ヲ圖ラシムルコト

品名	單位	價格
亜鉛華（塗料用）	一〇〇疋	七五〇 <small>圓</small>
鉛丹（塗料用）	五〇疋	四〇〇〇
リサージ（工業用）	五〇疋	三九五〇
唐土（鉛白）（工業用）	五〇疋	四二〇〇

ゴム製品

ゴム製品ノ價格騰貴ヲ抑制スル爲ニハ原料タル生ゴムノ價格統制、配給統制及消費ノ調整等根本的對策ヲ確立スルノ要アルモ目下急騰ノ情勢ニ在ル主要品目ニ付其ノ價格騰貴ヲ抑止スル爲ノ應急施設トシテ差當リ左ノ對策ヲ講ズルヲ緊切ト認ム尙別紙記載ノ品目以外ノモノニ付テハ今後更ニ其ノ最高小賣價格ヲ決定スルモノトス

(一) 小賣價格ハ別紙價格以上ニ騰貴セシメザルコト

(二) 右實行ヲ確保スル爲小賣價格ハ正札ヲ附スル等ノ手段ニ依リ凡テ之ヲ表示セシムルコト

(三) 政府ニ於テモ之ガ實行確保ニ關シ強力ナル措置ヲ講ズルコト

(別紙)

ゴム製品最高小賣價格 (東京ニ於ケル價格トス、地方ハソノ特別ノ事情ヲ考慮シコレニ準ズルモノトス)

品目	單位	種別	小賣價格	備考
自轉車タイヤ (引掛式) 二六吋	一對	上等品 中等品 並等品	一〇四〇 九三〇 九〇〇	一、卸賣價格ハ工場賣價格ニ一割ヲ小賣價格ハ之ニ三割五分ヲ加算シタルモノヲ以テ最高限度トシ右最高限度ノ小賣價格ヲ上配價格トス 二、二八吋ノモノハ上配價格ノ一割高ヲ以テ最高限度トス
自轉車中袋 二六吋用	一對	上等品 中等品 並等品	二八〇 二五〇 二二〇	全前
總ゴム短靴 十文以上 十一文半迄	一足	中等品 並等品	一四三〇 一三〇〇	一、上等品ト雖モ其ノ小賣價格ハ一圓六〇錢ヲ超ユルコトヲ得ズ 二、卸賣價格ハ工場賣價格ニ五分ヲ小賣價格ハ之ニ一割五分ヲ加算シタルモノヲ以テ最高限度トシ右最高限度ノ小賣價格ヲ上配價格トス

織ゴム長靴 十文以上 十一文半迄	一足	中等品	四二〇	一、上等品ト雖モ其ノ小賣價格ハ五圓ヲ超ユルコトヲ得ズ 二、卸賣價格ハ工場賣價格ニ五分ヲ小賣價格ハ之ニ一割五分ヲ加算シタルモノヲ以テ最高限度トシ右最高限度ノ小賣價格ヲ上記價格トス
地下足袋 十文以上 十一文迄	一足	中等品	一、二〇 一、一五	上等品ト雖モ其ノ小賣價格ハ一圓二五錢ヲ超ユルコトヲ得ズ
布 (子供用) 靴 八文以上 九文迄	一足	中等品 並等品	〇、八〇 〇、六八	上等品ト雖モ其ノ小賣價格ハ九二錢ヲ超ユルコトヲ得ズ

化學工業品物價専門委員會答申

一、工業藥品

(4) 工業藥品ノ價格騰貴抑制方ニ關シテハ該ニ一應其ノ應急對策ヲ答申致シタル處ナルガ更ニ其以外ノ品目ニ付テモ差當リ別記價格以上ニ價格ヲ騰貴セシメザルコトヲ緊要ト認ム

別記

在庫品最終販賣最高價格

品名	單位	價格
ヒマシ油 (工業用)	石油罐入 百斤	四〇〇〇
カゼイン	百封度	六〇〇〇

備考

内地松脂

正味百斤

二六〇〇

一、今後洋松脂ノ價格ヲ輸入採算  
ヲ基準トシテ決定スル場合ニ  
於テハ内地松脂ノ價格ヲモ之  
ニ準ジテ考慮スルモノトス

内地桐油

一箱(三五斤)

三二五〇

(四) グリセリンニ關シテハ糞ニ一應其ノ價格ヲ決定シタルモ本品ニ  
付テハ特ニ價格騰貴ノ傾向ニ在ラザルヲ以テ前回決定シタルグ  
リセリンニ關スル最高價格ハ之ヲ取消シ今後ノ情勢ヲ見ルコト  
トス

三、ゴム製品

ゴム製品ノ價格騰貴抑制方ニ關シテハ糞ニ其ノ應急對策ヲ答申致シ  
タル處ナル方更ニ其以外ノ製品ニ付テモ差當リ別記價格以上ニ價格  
ヲ騰貴セシメザルコトトスルヲ緊切ト認ム  
別記

最高價格ハ東京ニ於ケル價格トス、地方ハソノ幣別ニ  
事情ヲ考慮シコレニ準ズルモノトス

品名	單位	種別	小賣價格	備考
(イ) 水枕	一個	中等品	一圓五四錢	上等品ト雖モ其ノ小賣價格ハ 一圓六七錢ヲ超ユルコトヲ得
包装付 9" X 17" 大型		並等品	一圓四二錢	
(ロ) 動力用調帶	一ブライ	A 級	四錢五厘	
( エンドレス、ベルト及特 殊價格ノモノヲ除ク )		A & B 級	四錢二厘	
		B 級	三錢八厘	

(イ) 布 靴  
 十文以上 一足 中等品 八六錢 上等品ト雖モ其ノ小賣價格ハ  
 十二文迄 並等品 七八錢 九七錢ヲ超ユルコトヲ得ズ

八文以上 一足 中等品 七一錢 上等品ト雖モ其ノ小賣價格ハ  
 九文七分迄 並等品 六三錢 八二錢ヲ超ユルコトヲ得ズ  
 (前回ノモノ、訂正)

七文以上 一足 中等品 六一錢 上等品ト雖モ其ノ小賣價格ハ  
 七文半迄 並等品 五三錢 七二錢ヲ超ユルコトヲ得ズ

六文以上 一足 中等品 五三錢 上等品ト雖モ其ノ小賣價格ハ  
 六文半迄 並等品 四五錢 六四錢ヲ超ユルコトヲ得ズ

(ニ) 總ゴム豆靴  
 七文以上 一足 中等品 六五錢 上等品ト雖モ其ノ小賣價格ハ  
 七文半迄 並等品 五〇錢 七五錢ヲ超ユルコトヲ得ズ

五文半以上 一足 中等品 五五錢 上等品ト雖モ其ノ小賣價格ハ  
 六文半迄 並等品 四〇錢 六五錢ヲ超ユルコトヲ得ズ

(ニ) 總ゴム長靴  
 品名 單位 種別 工場賣價格 卸賣價格

十文以上 一足 上等品 三圓八〇錢 三圓九九錢  
 中等品 三圓一五錢 三圓三一錢  
 並等品 二圓六〇錢 二圓七三錢

八文以上 一足 中等品 二圓八〇錢 上等品ト雖モ其ノ小賣價格ハ  
 九文半迄 並等品 二圓二〇錢 三圓二五錢ヲ超ユルコトヲ得ズ

七文以上 一足 中等品 一圓六〇錢 上等品ト雖モ其ノ小賣價格ハ  
 七文半迄 並等品 一圓一〇錢 一圓九〇錢ヲ超ユルコトヲ得ズ

品名 單位 種別 工場賣價格 卸賣價格

(イ) 總ゴム短靴  
 十文以上 一足 上等品 一圓三〇錢 一圓三七錢  
 中等品 一圓一五錢 一圓二一錢  
 並等品 一圓〇〇錢 一圓〇五錢

小賣價格

(H) 男子雨靴 一足 三圓〇〇錢 上等品ト雖モ其ノ小賣價格ハ三圓三〇錢ヲ超ユルコトヲ得ズ

(I) 婦人雨靴 一足 二圓八〇錢 上等品ト雖モ其ノ小賣價格ハ三圓〇〇錢ヲ超ユルコトヲ得ズ

(註) (直方履)

一、(I)乃至(I)ニ付テハ凡テ卸賣價格ハ工場賣價格ニ五分ヲ小賣價格ハ之ニ一割五分ヲ加算シタルモノヲ以テ最高限度トシ右最高限度ノ小賣價格ヲ前記小賣價格トス

二、工場賣價格及卸賣價格ヲ定メタルモノニ付テハ今後之ニ順應スル様小賣價格ノ引下ヲ行フモノトス

三、右價格ハ普通品ノ價格ニシテ特製品ニ付テハ右價格ヲ基準トシテ之ヲ考慮スルト共ニ今般決定ナキ文數ノモノニ付テハ決定シタル價格ニ準ジ之ヲ定ムルモノトス

一、(H)ノ動力用調帶ニ付テハ卸賣價格ハ工場賣價格ニ一割以内ヲ小賣價格ハ之ニ二割以内ヲ加算シタルモノヲ以テ最高限度トシ右最高限度ノ小賣價格ヲ前記價格トス

品名	單位	種別	工場賣價格	小賣價格
(I) ガーデンホース	一ブライ	5V8	八錢五厘	一六錢五厘
	一呎	5V4	一〇錢五厘	二〇錢〇〇厘
		5V	一五錢〇〇厘	二八錢五厘

(K) 瓦斯管

品名	單位	種別	工場賣價格	小賣價格
太サ	一呎	上等品	一三錢五厘	二一錢五厘
		中等品	一一錢〇〇厘	一八錢〇〇厘
		並等品	九錢〇〇厘	一四錢五厘

金屬品物價専門委員會答申

アルミニウム製品及アルマイト製品

アルミニウム製品及アルマイト製品ノ價格騰貴ヲ抑制スル爲ニハアルミニウム地金ノ供給ヲ圓滑ナラシメ且其ノ價格ヲ抑制スルハ勿論、暴騰ノ現狀ニ在ルアルミニウム屑ノ價格ヲ常態ニ復シ之ヲシテ國産アルミニウム塊ヨリ低價ナラシムル様指導スルト共ニ他面消費ノ節約又ハ禁止並ニ代用品ノ使用ヲ強制スル等ノ根本的對策ヲ早急ニ講ズルノ要アリ然レドモ最近本製品ノ價格急騰シツツアル塊狀ニ鑑ミ之ガ應急的對策トシテ其ノ各製品ニ付差當リ別記價格ヲ以テ最高小賣價格ト定メ以テ市價ノ適正ヲ維持スルヲ緊切ト認ム。尚卸賣價格ハ工場賣價格ニ一割ヲ、小賣價格ハ工場賣價格ニ四割ヲ加算シタルモノヲ以テ最高限度トシ右最高限度ノ小賣價格ヲ前記價格トス。

(別記)

アルミニウム製品(純分九八%以上)及アルマイト製品標準小賣價格表(東京ニ於ケル價格ヲ標準トス) (單位圓)

品名	標準目方	アルミニウム製品價格	アルマイト製品價格
寸胴鍋一六種	一九八瓦	一、二三	一、八八
	二四〇	一、四三	二、二〇
	三二二	一、九〇	二、八三
胴張り鍋一六種	三八〇	二、二〇	三、三三
	二〇		
	一八		
ツル付飯蒸一八種	四〇七瓦	二、五三	三、七八
	五一〇	三、〇五	四、四五
	六五三	三、八八	五、五八

品名	標準目方	アルミニウム製品価格	アルマイト製品価格
水筒(綾地袋入)二合	裸目方五八	、 、 八五	、 、 一
共柄杓子 二、五寸	三九	、 、 二五	、 、 三三
二、八	四二	、 、 二九	、 、 三八
三、〇	四五	、 、 三二	、 、 四三
三、三	五二	、 、 三五	、 、 四八
腰下カップ 七糎	二一	、 、 一七	、 、 二八
八糎	二四	、 、 二一	、 、 三四
九糎	三六	、 、 二六	、 、 四三
學生カップ 七糎	一五瓦	、 、 一七	、 、 二四
八糎	二一	、 、 一七	、 、 二八
九糎	二六	、 、 二〇	、 、 三三

品名	標準目方	アルミニウム製品価格	アルマイト製品価格
湯沸極大	三九四瓦	二圓八三	三圓八五
大々	二九九	二、二三	三、〇三
大	二一八	一、七〇	二、四〇
中	一六二	一、三三	一、九〇
小	一二〇	一、〇五	一、五五
辨當箱深大	一二四	、 、 七三	一、 、 二五
大	一〇八	、 、 六三	一、 、 〇八
中	九〇	、 、 五三	、 、 九〇
小	六二	、 、 三八	、 、 六八
茶入れ大	四三	、 、 二七	、 、 四八
小	三六	、 、 二一	、 、 三八

(二)

（別記）

アルミニウム製釜（鑄物純分九五%—九八%）及アルマイト製釜  
標準小賣價格表（東京ニ於ケル價格ヲ標準トス）（單位：圓）

種別	標準目方	アルミニウム製品價格	アルマイト製品價格
六、寸	四七〇瓦	一、九四	三、四〇
六、五	六七〇	二、五〇	四、四〇
七、〇	七五〇	二、九〇	五、一〇
七、五	八五〇	三、三〇	五、七七
八、〇	九八〇	三、八八	六、八〇
八、五	一一〇〇	四、四六	七、八〇
九、〇	一、一三〇	四、八五	八、五〇
九、五	一、二八〇	五、二四	九、一七
一〇、尺	一、五〇〇	五、八〇	一〇、二〇

雜品物價專門委員會答申

一、南洋材

南洋材ノ價格騰貴ヲ抑制スル爲ニハ、差當リ市中在庫品ト輸入品トニ  
區分シ夫々最高標準販賣價格ヲ設定シ必要ニ應ジ之ガ引下ヲ爲スチ  
緊要ト認ム尙南洋材ノ運賃ハ特ニ其ノ價格ニ及ボス影響至大ナルヲ  
以テ之ガ引下ヲ圖リ品等區分及材積ノ適正ヲ期スル爲檢査所ノ設置  
ヲ爲シ更ニ國産材ノ供給増加スル等、至急適切ナル措置ヲ講ズルノ  
要アリト認ム

(別紙)

標準最高販賣價格（東京、大阪、名古屋、清水ニ於ケル價格トス但シ輸入業者ノ販賣價格ニツイテハ芝浦、大阪、名古屋、清水ノ各港沖船側渡價格トス）

第一 市中在庫品

甲原木（インボイス百石ニ付）及製材品（百石ニ付）

種別	原木最終販賣價格		製品最終販賣價格	
	販賣業者	價格	歩留	基準
A 級	一、八三〇、〇〇〇 圓	三、〇〇〇、〇〇〇 圓	七三	上記平均歩留ニテ計算シタルル原木代金ニ挽實ニ計シタル加口五圓乾燥仕置費百圓ヲ以テ製品最終販賣價格トシテハ其ノ平均價格トシタルモノナリ
B 級	一、七三〇、〇〇〇 圓	二、九三〇、〇〇〇 圓	七二	
C 級	一、五〇〇、〇〇〇 圓	二、八三〇、〇〇〇 圓	六二	

- 備考 (1) インボイス石數トハ最狹部一方幣寸止長尺止七九掛石數タイプ
- (2) 原木ノ最終販賣價格ハ「ロット」賣以外ノ場合ニ在リテハ一割以内増額スル事ヲ得
- (3) 製材品ハ工場渡以外ノ場合ハ諸掛賣費ヲ申受クルコトヲ得
- (4) 製材業者以外ノ者ガ販賣ヲナス場合ニハ口鐘トシテ一割以内製  
品最終販賣價格ニ加算スルコトヲ得

乙ベニヤ板(一枚ニ付)

種別	製品最終販賣價格
普通品	〇、八二五

備考 ヲベニヤ板ハ工場渡以外ノ場合ハ諸掛實費ヲ申受クルコトヲ得

2 ベニヤ業者以外ノモノガ販賣ヲナス場合ニハ口鏡トシテ一割以内製品最終販賣價格ニ加算スルコトヲ得

第二 輸入品

甲原木(インボイス百石ニ付)及製材品(百石ニ付)

種別	原木最終販賣價格			製品最終販賣價格	
	輸入業者	販賣業者	價格	歩留	基準
級	1,300,000	1,570,000	1,559,000	七三	上記平均歩留ニテ計
級	1,240,000	1,510,000	1,530,000	七二	挽割ニテ乾燥仕舞ニ
級	1,020,000	1,240,000	1,260,000	六三	上品加算シテ其ノ平均

備考 (1) インボイス石數トハ最狭部一方指寸止長尺止七九掛石數ヲ以テ  
 (2) 原木ノ最終販賣價格ハ「ロット」賣以外ノ場合ニ在リテハ一割以内増額スルコトヲ得  
 (3) 製材品ハ工場渡以外ノ場合ハ諸掛實費ヲ申受クルコトヲ得  
 (4) 製材業者以外ノ者ガ販賣ヲナス場合ニハ口鏡トシテ一割以内製品最終販賣價格ニ加算スルコトヲ得

乙ベニヤ板（一枚ニ付）

種別	製品最終販賣價格
普通品	〇 <sup>〃</sup> 七六〇

備考 1 ベニヤ板ハ工場渡以外ノ場合ハ諸掛實費ヲ申受クルコトヲ得

2 ベニヤ業者以外ノ者ガ販賣ヲナス場合ニハ口銭トシ

テ一割以内製品最終販賣價格ニ加算スルコトヲ得

家賃交通費等専門委員會答申

- 一、交通費ハ一般物價ニ比スレバ騰貴シ居ラザルモ此ノ際値上グスルガ如キコトアラバ、國民生活ニ及ボス影響至大ナルヲ以テ至急現在以上ニ之ヲ値上セシメザル措置ヲ購ズルヲ緊要ト認ム。
- 二、特ニ大都市ニ在リテハ交通機關ノ現狀ニ鑑ミ、各種交通機關ノ聯絡統制ヲ強化シ、極力經營ノ合理化ヲ圖ラシムルノ要アリト認ム。
- 三、交通費負擔ノ軽減ニ資スル爲差當リ左ノ如キ施設ヲ購ズルノ要アリト認ム。
  - (一)官公私營ノ鐵道、軌道、乗合自動車相互間ノ聯絡運輸ヲ擴充スルコト。
  - (二)競争又ハ平行スル路線ノ整理ヲ爲シ且交通機關相互間ノ運輸ノ調整ヲ爲スコト。
  - (三)各種運賃ノ合理化ヲ圖リ且學生及勤勞者ノ爲ニスル定期乗車券ノ普及其ノ他負擔軽減ノ方法ヲ講ズルコト。

(四) 貸切旅客自動車營業（タクシー）營業ニ付、メーター料金制ヲ實  
施シ、企業經營ノ改善ヲ圖リ、尙極力企業ノ合同ヲ促進シテ之ガ  
統制ヲ圖ルコト。  
(五) 交通機關必要材料ノ供給ヲ確保シ、其ノ價格ノ抑制ヲ圖ルコト。

## 暴利取締令執務提要

秘

昭和十二年九月

秘

暴利取締令執務提要

商工省  
商務局

日本標準規格目録  
0 號 126mm X 182mm

(代  
購  
)

目次

暴利取締に關する改正省令に就て……………一頁

昭和十二年商工省令第十號(大正六年農商務省令第二十號改正省令)……………三七

昭和十二年商工省令第十號(大正六年農商務省令第二十號改正省令)施行……………三七

ニ關スル取扱方……………三九

昭和十二年商工省令第十號(大正六年農商務省令第二十號改正省令)ノ解釋例……………四〇

昭和十二年商工省令第十號(大正六年農商務省令第二十號改正省令)ノ處分例……………四一

附

暴利取締ニ關スル舊省令(大正六年農商務省令第二十號)……………四七

暴利取締ニ關スル省令改正ニ際シテノ商工、農林兩次官談……………	四九
昭和十二年朝鮮總督府令第九十八號（昭和十二年朝鮮總督府令第六十號改正府令）……………	五一
昭和十二年臺灣總督府令第六十五號……………	五五
昭和十二年樺太廳令第四十四號……………	五九
昭和十二年南洋廳令第十號……………	六三
昭和十二年關東局令第六十七號……………	六七
昭和十二年安東館令第四號……………	七一
經濟部令第九號……………	七五
治安部令第八號……………	七五

暴利取締ニ關スル改正省令ノ解説

### 暴利取締に関する改正省令に就て

#### 一 暴利取締令發令の必要

一九二九年以來の世界的恐慌の整理も漸く一巡し、物資需給状態が一般的に改善せられて來たところに、最近の國際情勢は世界各國を騷つて軍備競争に没頭するに至らしめたので、各種物資に對する要求は急激に増加し、世界の主要工業國は何れも生産能力の動員、擴張に全方を盡すに至つたが、殊に我國の工業生産の伸張は著しきものがある。

主要諸國に於ける工業生産指數（アメリスト誌七月十六日發行所集）

一九二八年平均基準

國名	十二年二月	三月	四月	五月	前年同期
日	一九〇・一	二八八・八	二九一・九	……	一六五・三
米	一〇三・五	二〇五・三	二〇七・二	二〇七・二	九一・七

一九二三年平均基準

國名	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	前年同期
加 奈 陀	一一〇・四	九九・九	一〇三・九	一〇五・二	一〇三・二	九二・〇	九二・〇
英 國	一一四・〇	一一六・七	一一八・三	一一七・二	一一九・四	一一〇・八	一一〇・八
獨 逸	一一五・一	一一五・五	一一五・六	一一八・一	一一八・一	一一〇・〇	一一〇・〇
佛 國	七九・五	八一・一	八一・九	八二・七	八一・九	八〇・三	八〇・三
瑞 典	一四七・九	一四九・二	一五二・八	一五四・四	一五四・四	一三八・七	一三八・七
瑞 士	一三二・六	一四二・一	一四二・一	一三三・七	一三三・七	一一一・一	一一一・一
芬 蘭	一四六・一	一四七・八	一三七・二	一三七・二	一三七・二	一一五・〇	一一五・〇
世 界	一〇九・九	一一一・六	一一三・二	一一三・七	一一三・八	九九・六	九九・六

從つて重工業、化學工業の基礎的原材料及生産費を中心として、諸般の物價の騰貴は避け得られぬ所であつて、各國の卸賣物價指數の状態を示せば左の如くである。

主要諸國に於ける卸賣物價指數 (同右邊)

殊に我國に於ては現下の生産力擴充の要求に基き各種物資殊に海外よりの供給に俟つ原材料に對する需要熾烈なる處、他面爲林相場維持の爲國際收支の均衡を期することの必要あるを以て之等物資の自由且充分なる輸入を望み得ない事情に在るので、物價の騰勢特に著しきものあるは蓋し已むを得ない所であり、之が對策に關して政府に於ては本年五月臨時物價對策委員會を設け、朝野の有識者を集めて鋭意調査審議を續けて居る次第であるが、偶々七月七日北支の野に勃發した盧溝橋事件を契機として北支事變を誘發するに至つた。勿論かかる秋に際合しては舉國一致政府を支持し、以て暴戻支那の膺懲を期して居るので、此の事變を奇貨として暴利行爲を企圖するが如き

者が有らうとは考へ得ないのであるが、前述の如き我國現下の經濟情勢に鑑みるときは、之が取締に關し對應措置を爲して置く必要ありと認められるので、去る八月三日商工省令第十號を以て暴利取締に關する省令を公布し即日施行するに至つたのである。

#### 二 暴利取締に關する從來の経緯

我國に於て最初の暴利取締令が實施されたのは大正六年である。即ち、大正六年九月一日に農商務省令第二十號を以て「暴利を目的トスル賣買ノ取締ニ關スル件」として公布、即日實施せられたるもので其の全文は左の通りである。

第一條 急激ナル市價ノ變動ヲ誘起シ因テ暴利ノ得ルノ手段トシテ左ニ掲ケル物品ノ賣買又ハ賣借ヲ爲シ又ハ爲サントスル者トキハ農商務大臣ハ期間ヲ定メテ其ノ行爲ヲ爲スヘカウセル旨ヲ警告シ且必要ト認メルトキハ同一物品ノ賣買ニ付條件ヲ附スルコトヲ得他人ヲシテ其ノ行爲ヲ爲サシメ又ハ爲サシメトスル者ト認ムルトキ亦同シ

一 米穀類及發粉類  
二 鹽類

三 石炭  
四 繭絲及綿布  
五 紙類  
六 染料  
七 藥品  
八 肥料

第二條 前條ノ警告ニ違反シテ賣借ヲ爲シ又ハ警告ニ關テ條件ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

而して本令の公布の理由及趣旨に付ては當時の農商務大臣仲小路廉氏が左の如く説明して居る。

一 暴利取締令公布ノ理由  
時局今日ノ場合ニ於テ最も切要ナルハ國民經濟上ノ調和ニシテ或中殊ニ緊切ナルハ日常生活上ノ必需品ニ付キ努メテ正準ノ得セシムルニ在リ蓋シ生産消費ノ關係ヨリ自然ニ物價ノ高低ヲ爲スハ止ムヲ得ザル所ニシ

其ノ調整ニ付キ各種ノ方面ヨリ適切ナル方策ヲ講ジ其綜合ニ依リテ物價ノ基準ヲ保ツノ因ヨリ當然ノ措置ニシテ政府ハ此點ニ付キ深ク意ヲ用ヒ既ニ實際其施設ニ著手シタルモノ及ビ今キ其政策經營ニ屬スルモノ再シトセズ

六

而シテ茲ニ其最モ重要ナルハ財政ニ於ケル經濟界ノ變調ヲ奇貨トシ此間ニ處シテ種々ノ思慮ヲ試ミ各種ノ極メテ不穩當ナル手段ニヨリ國民生活上ノ必需品ニ對シ所謂買占賣借ノ舉作ニヨリ市價ノ激變ヲ誘致シ由テ以テ暴利ヲ細セントスルモノニシテ一般國民ヲ害シ經濟界ヲ紊ムル其弊實ニ堪ヘバカフサルモノアリ

依ツテ政府ハ此ニ關シテ定メ内務農商務大臣ノ名ニ於テ今同ノ旨ヲ發シ先ヅ以ツテ國民生活上ノ必需品ト認ムル數價ノ品目ヲ舉ゲ之ニ對シテ前送ノ如キ一般國民ニ公害ヲ及ボス可キ舉作ヲ試ミントスル者ニ對シ豫メ周密ナル用意ヲ以テ之ニ著手シ農商務大臣ニ於テ愈々其行動アリト認メタルニ於テハ之ニ適切ナル戒告ヲ爲シ一定ノ期間内嚴重ナル監視ヲ爲シ再ビ其命令ニ違犯スルニ於テハ該ニ司法上ノ處分ヲ以テ之ヲ處罰シ断ル公害ヲ爲スモノヲ除却スルニ努メントス

是レ時局今日ノ場合ニ於テ一般國民ノ爲メ洵ニ止ムヲ得サル所ヨリ大正六年八月三十日

## 二 物價調整令ノ精神

暴利ヲ目的トスル買占賣借ニ關スル取締命令ノ趣旨ガ一般國民ニ十分徹底セザルカノ觀アルハ誠ニ遺憾ニ堪ヘズ本令ハ物價調整令ノ全部ニ非ザルモトハ勿論ニシテ制定ノ精神ハ重クテ説明ヲ要スル迄ニテ健全ナル植産興業ノ發達上一般國民生活經濟ノ害スルモノ自己ノ財源ノミヲ滿タスツ能事トスルニ部好向ヲ應ラズニ在リテ恰モ稍ノ發育ヲ助長セシガタメ僅草ヲ薙除セントスル同ジク當然ノ處置ニシテ正當ナル手段ニ依ル營業者ヲ保護スルコトハ云フ迄モナシ而シテ本令ノ效果ヲ舉ゲンニハ獨リ官府ノ力ノミト云ハズ民間關係團體ヲ始メ國民全體ガ本令ノ精神ヲ十分ニ會得シ官民協力ニ致シテ其實績ヲ舉グルニ努力スルニ非ザレバ萬全ヲ期シ難シ仍テ兼テ各地方長官ニ夫々調令ヲ發スル所アリタルガ更ニ四日本令ニツキ最モ關係アル東京大阪兩府知事農林總務大臣農商務省長官ニ招致シ之方適用上萬遺漏ナキ様ニ懇ロニ説明ヲナシ置ケリ此ニ暴利ヲ目的トスル買占賣借ニ關スル文句ハ後トシテ明カラズト云フモノアルモ此字句タルヤ頗ル味ヲ含ミ居リ餘リ具體的取締程度ヲ公ニスルハ却ツテ本令ノ適用上思ハシカラザルコトナレバ説明ノ限リニアラズト雖モ本省ニ於テハ既ニ本令ニ規定シテ諸品ノ取引賣買現狀ニ付イテハ詳細ナル調査ヲ爲シ在リ且ツ各關係方面ヨリ注意人物ニ對シ證據材料等ニ付キ報告ニ接シ又ハ申告シ來ルモノハ寸毫モ假借スル所ナク取締ル方針ヨリ尙本令適用ノ物品並ニ輸出品禁止等ニ付イテハ濫リニ廣範圍ニ擴大スルコトノ非ナルハ勿論ナリト雖モ多數國民ノ生活經濟調整上緊急止ムヲ得ズト認メタル場合ハ更ニ他品ヲ附加スルコトアルベク目下慎重審議中ナリ(大正六年九月六日)

七

而して本令は、當時に於ては所謂調平、増貫等の連中に戒告處分の發動を見たが、

其の後は一度も適用せられた事なくして今回の省令迄其の儘存続して来た譯である。  
然し暴利取締に付ては、其の後大正十二年九月一日の關東大震災に際し、物資の缺乏に乗じ暴利を貪つて罹災者を苦しめる者の頻發せんとする状態に至つたので政府は同年九月七日暴利取締に關する緊急勅令を公布し、同時に農商務省令を以て其の取締るべき物資の品目を定めた。

生活必需品ニ關スル暴利取締ノ件 (大正十二年九月七日勅令第四百五號(緊急勅令))  
震災ニ際シ暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ生活必需品ノ買占若ハ賣惜ヲ爲シヌハ不當ノ價格ニテ其ノ販賣ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス  
前項ノ生活必需品ノ品目ハ命令ヲ以テ之ヲ指定ス

附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十二年九月七日勅令第四百五號生活必需品ニ關スル暴利取締ノ件

ニ依ル生活必需品ノ品目指定ノ件 (大正十二年九月七日農商務省令第一號)

大正十二年九月七日勅令第四百五號生活必需品ニ關スル暴利取締ノ件ニ依リ生活必需品ノ品目ヲ左ノ通指定ス

- 一 食料品
- 二 炊雜具食器
- 三 薪炭 油其ノ他ノ燃料及照明用品
- 四 船車其ノ他ノ運搬具及之ニ使用スル消耗品
- 五 建築材料(葺、疊、建具及涼具ヲ含ム)及建築用具
- 六 藥品其ノ他ノ衛生材料
- 七 綿毛糸綿毛布及其ノ製品
- 八 紙類
- 九 梱包用材料
- 十 展物用具及掃除用品
- 十一 筆墨其ノ他ノ文具

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本勅令の施行に當りては當時の湯淺警視總監は大に意を用ひ、管下の各警察署を齊して取締に努めしめたので相當効果を擧げたのであるが、本勅令は大正十五年三月二

十四日法律第五號を以て廢止せられた。

一〇

更に其の後、昭和九年秋關西地方に大風水害の勃發した際に於ても亦、該地方に於ける諸物資に付暴利を得るの目的を以て復舊材料、生活必需品等の買占、賣惜を爲し又は不當の價格を以て販賣する者の出でんことに備へて商工省に於ては内務省及災害地方廳と連絡を採り暴利の取締に付嚴重に監視すると共に物資の回滿なる供給に努力し、内務省より九月二十六日警保局長名を以て災害地方長官に對し、「災害地方に於ける生活必需品並に應急復舊材料の供給に關し暴利を占めんが爲買占若は賣惜を爲し又は濫りに其の代價を吊上ぐる者に對しては地方令ある向は之を活用し、然らざる向に在りては適當なる措置を講じ可然取締相成度」旨の通牒を發した。依て既に單行地方警察令又は縣令警察犯處罰令中、暴利取締の規定を有する府縣は其の法令を以て取締を勵行し、其の他の府縣に在りては新たに立法的措置を採つた外、商工會議所其他の當業者團體と連絡を取り力を盡した結果相當の効果を收め得たので、此の關西風水

害の際に於ては商工省としては暴利取締に付別に積極的施設を講せず事態の推移を監視するに止めた。

### 三 今次の暴利取締令の改正の要點

今般暴利取締に關する法令を實施するに當つては單に暴利の取締と謂ふが如き結果的應急的な措置で無く、物資需給の適合の根本に立入つた計畫的立法を爲すを必要とするやにも考慮せられたが、何分急運簡明を必要とするので省令に依る事とし、且偶々大正六年農商務省令第二十號が尙有效に存續して居るのでこの改正の形を採り左の如く制定實施せらるるに至つた。然し改正とは謂ひ乍ら殆んど全文改正であつて内容から言へば、全く新しく制定したと同様と謂へると思ふ。

商工省令第十號

大正六年農商務省令第二十號左ノ通改正ス

昭和十二年八月三日

一一

農 林 大 臣  
商 工 大 臣

第一條 暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ左ニ掲グル物品ノ買占若ハ賣惜ヲ爲シ若ハ爲サントシ又ハ暴利ヲ得テ左ニ掲グル物品ヲ販賣シ若ハ販賣セントスル者ト認ムルトキハ商工大臣又ハ地方長官ハ期間ヲ定メテ其ノ行爲ヲ爲スニカラサル旨ヲ警告シ且必要ト認ムルトキハ同一物品ノ賣買ニ付條件ヲ附スルコトヲ得

- 一 金屬及其ノ原料
- 二 鑛鉛、鑛砂、石綿及雲母
- 三 機械器具及其ノ部分品
- 四 自動車其ノ他ノ車輛及其ノ部分品
- 五 電線及電柱
- 六 電機
- 七 研磨材料
- 八 耐火煉瓦

- 九 硝子
- 十 石油及其ノ容器
- 十一 石炭、コークス及木炭
- 十二 棉花、羊毛、麻及ステープルファイバー
- 十三 絲(生絲ヲ除ク)及織物
- 十四 被服
- 十五 紙類
- 十六 染料、顔料及塗料
- 十七 工業藥品
- 十八 醫藥其ノ他ノ衛生材料
- 十九 油脂
- 二十 肥料及飼料
- 二十一 生ゴム及ゴム製品
- 二十二 バルブ

二十三 皮革及其ノ製品

二十四 麥及小麥粉

二十五 砂糖

二十六 建築材料

第二條 商工大臣又ハ地方長官ハ前條ノ處分ニ關係アル事項ニ付報告ヲ徴シ又ハ前條ニ掲グル物品ノ販賣業者ニ對シ其ノ販賣價格ヲ表示シ命ズルコトアルベシ

第三條 第一條ニ掲グル物品中木炭、肥料、飼料、麥及建築材料タル木材ニ付商工業者及其ノ團體以外ノ者ニ對シ前二條ノ處分ヲ爲ス場合ニ於テハ同條中商工大臣トアルハ商工大臣及農

林大臣トス

第四條 第一條ノ戒告ニ違反シテ買出、賣借若ハ販賣ノ爲シ又ハ戒告ニ附シタル條件ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二條ノ命令ニ違反シテ報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ販賣價格ヲ表示ヲ爲サズ若ハ虚偽ヲ表示ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第五條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前條ノ違反行為ヲ爲シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前

條ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

條ノ内容の說明に入る前に注意して置き度いのは前述の如く大正六年の農商務省令の改正の形となつて居るが、今次の省令は商工省令であつて、即ち大正六年當時は商工、農林兩省分離以前に農商務省であつたから、農商務省令に依つて制定せられたものを今回商工省令を以て之を改正し、其の結果元の大正六年農商務省令第二十號は廢止となつた譯である。又商工省令に商工大臣の外に農林大臣も亦署名して在るが、之は後に述べる第三條の關係に於て、或場合に限り、農林大臣が商工大臣と一緒に處分を爲し得ることになつて居るが故である。

今次の省令の内容に付ては舊農商務省令改正の要點を述べれば大體明瞭になると思ふから次に改正の要點を順次記述することとする。

第一に取締るべき暴利行為の範圍を廣くした。改正前に於ては其の第一條に「急激ナル市價ノ變動ヲ誘起シ因テ暴利ヲ得ルノ手段トシテ左ニ掲クル物品ノ買占又ハ賣惜ヲ爲シ又ハ爲サントスル者」と規定して居つたので、買占又ハ賣惜の性質が先づ急激なる市價の變動を起して、其を利用して暴利を得る爲に、其の手段として爲し又は爲さんとする場合に限局せられて居るが、今回の改正に於ては「暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ左ニ掲クル物品ノ買占若ハ賣惜ヲ爲シ若ハ爲サントスル者」(新第一條)となつたので、苟くも暴利を得ることを目的とする買占又ハ賣惜は全部取締られることになり、此の點で廣くなつたと共に又「暴利ヲ得テ左ニ掲クル物品ヲ販賣シ若ハ販賣セントスル者」(新第二條)が新たに追加せられて買占又ハ賣惜をせざるも暴利を得て爲す販賣も亦取締を受くることとなつた。

次に取締の任に當る行政官廳が元は農商務大臣(舊第一條)となつて居たのを、今回は商工大臣又は地方長官(新第一條及第二條)として、新たに地方長官を加へた。暴利取締

令の目的は全国各地に於て暴利行為を爲すが如き者の發生を未然に抑止するに在る。而して若し斯る行為を爲す者が出た場合には出來る丈け早く之を發見し必要なる措置を執ることが必要である。此の意味に於て當時營業者と接し第一次的に監督の任に當る行政官廳たる地方長官が、主として取締執行の任に當るのが最も効果的であるのである。此の際追加した譯である。尤も従前に於ても、事實上地方長官が必要に應じて充分の活動もし協力もして來たことは勿論であるが、今回は其の權限を法文の上に明確にして取締の徹底を期したのである。ただ此處で注意を要するのは取締の任に當る行政官廳は原則として商工大臣及地方長官であるが、取締の對象となる物品の品目中木炭、肥料、飼料、麥及建築材料たる木材の五品目に付ては其の生産者等に關し農林大臣が監督の權限を有して居る關係上、之等五品目に限り且商工業者及其の團體以外の者に對する場合に限り農林大臣も亦商工大臣と共に取締權を有する旨を第三條に規定して居ることである。

改正の第三の點は第一條に掲記した物品の品目の追加である。従前は八品種であつたのを今回は二十六品種としたのであるが、各號の内容も全部以前より廣汎になつて居るから適用を受ける物品として非常に廣くなつて居る譯である。例へば第一號の如き、金屬及其の原料とあるが之は鐵は勿論凡ゆる合金類、非鐵金屬類の條、管、板等類の半製品全部を含み、更に之等の原礦、合金類の原料等一切を含むもので其の範圍は頗る廣い。中には第二號の黒鉛、礬砂、石綿及雲母の如き又第十一號の石炭、コークス及木炭の如き比較的範圍の明確で狭いものも在るが、大體が廣い包括的な表示となつて居る。然し實際の取締に當つては勿論各號の表示に含まれる物品中、比較的重要な又は問題のあり相なものに力を注ぐことが肝要である。又掲記してない品目に付ても今後必要あらば追加して行くことは勿論である。

次に取締方法に新に報告を徴すること及販賣價格の表示強制とを加へた。従前は第一條に規定する戒告と之の違反に對する處罰文であつた。即ち暴利行爲を爲し又は爲さんとする者であると認めるときは、一定の期間を定め其の間其の行爲を爲してはならぬと云ふ旨の戒告を爲し且必要と認めるときは其の戒告に當該物品の賣買に付て條件を附したのである。

此の點は今回の改正に於ても第一條の戒告處分に關係ある事項に付報告を徴し得ることとした。前條の處分に關係ある事項と謂ふのであるから或物品の價格が騰貴して、其の原因が何人かの暴利行爲に因るのでないかと云ふ疑があつた場合にも適用出来るのであり、又報告の徵集は廣く何人からも爲し得るのである。従つて暴利行爲が果して行はれて居るか否かの搜索に非常に有效なのは勿論のことであるが、他面此の報告を徴することに依つて暴利行爲を相當程度未然に抑止し得るの効果があるものと考へられる。

又同じ第二條に於て、第一條に掲げた物品の販賣業者に對して其の販賣價格の表示を命じ得ることとした。即ち販賣價格を表示せしめて以て一般消費者より監視を受け

しめ自ら價格の公正を保たしむると共に又消費者に於て知らずして暴利を貪らるることなきを期したのである。本條に所謂販賣業者とは勿論小賣業者のみを指すものでなく苟くも販賣を業とすれば問屋等は勿論生産者をも含むものであるから、従つて表示の方法も必ずしも正札等のみに限つたことなく各々の事情に應じ適當な方法を探らしむる必要がある。

二〇

更に罰則に付て重要な改正が加へられて居る。本令に依る罰則は省令である關係上比較的輕く單に罰則の程度差を見ると效果を期し難いのではないかと感もあるが、現下の如き時代に在つては刑罰の輕重よりも社界的制裁の重壓が違反者を畏怖せしめ得ると考へるのであるが唯戒告を受けたるに拘らず、之に違反して買占、賣措若は販賣を爲したる者、命令を受けたるに拘らず報告を爲さず若は虚偽の報告を爲し又は販賣價格の表示を爲さず若は虚偽の表示を爲したる者等を罰するのである。本省令の趣旨を達し難いと考へたので、第五條の規定を設けて法人の代表者、法人又は個人の代理人、

法人若は個人の使用人等が違反行為を爲した時は、其の違反行為を罰する外其の法人又は個人(主人等)をも處罰して暴利行為取締の徹底を期することとしたのである。

#### 四 暴利取締令實施に關する措置の概要

暴利取締令は此の非常時局に際し充分なる效力を有せしめる必要から、相當強力な權力を附與してあるから之が運用を誤るるに於ては却つて商取引を阻害し物資の圓満なる需給に支障を生ぜしむる虞あり、又其目的とする所は暴利行為者の處罰に非ずして、暴利行為の豫防に在るを以て之が施行に當りては其の取締の任に當る者に取締の徹底を期すると共に執行に誤りからしむる必要が有るので、本令公布實施と同時に不取敢左の如き通牒を各地方長官に發した。

昭和十二年八月二日

商工次官  
農林次官

暴利取締令改正省令施行に關する件

況時ニ於ケル物價暴落ハ國民經濟ノ健全ニ大影響ヲ及ボシテ當ノ臨時物價調整委員會ノ設置シ之

が適切ナル方策ヲ講ジツツテ、或全同ノ北支事變ニ際シ各種不穩當ナル手段ニ依リ暴利ヲ得ントスル者ヲ生ラ  
 不自然ニ價格ヲ騰貴セシメ物資供給ノ不調ヲ來スニ於テハ國民生活ノ安寧ヲ害シ經濟界ノ運行ヲ害スルヲ唯  
 洵ニ大ナリト認メテ、本令ヲ以テ今般暴利取締ニ關スル省令ヲ別紙ノ通知ニシテ之ヲ取締ルノ徹底ヲ期スルコトヲ相  
 成候ニ付テハ本趣旨ヲ體シ、苟クモ本令ヲ想シ又ハ想ハントスル者アルトキハ速ニ相當ノ措置ヲ執リ以テ萬一ノ  
 豫算ナキ時期セラレト共ニ往ニ經濟界ヲ利便シ健全ニシ、商取引ノ害スルコトトシテ種般ニ便宜相成度依命此以  
 及節釋候也

而して本令の實效を擧ぐる爲には、民間各方面に於ても充分其の趣旨を理解し、自制  
 自戒して暴利行爲者の出る事なき様協力するの必要あるを以て、之亦不取敢省令公布  
 實施と同時に主要民間團體宛左の如き協力依頼の書面を發達した。

昭和十二年八月三日

商 工 次 官

- 日本商工會議所會頭
- 商業組合中央會會長
- 工業組合中央會會長
- 輸出組合中央會會長
- 日本實業組合聯合會會長
- 全國實業團體聯合會會長

今般ノ北支事變ニ際シ各種不穩當ノ手段ニ依リ物價ヲ不自然ニ騰貴セシムル者無之トシテ存候ニ共我國現下ノ經  
 濟狀勢ニ鑑ミテ、買占、賣惜又ハ暴利販賣行爲ハ嚴ニ之ヲ取締ルノ要アリト認メ、本令ヲ以テ今般大正六  
 年農商務省令第二十號ヲ別紙ノ通知ニ改訂致候ニ就テハ本趣旨ヲ著ク所屬團體ニ告知相成ト共、左記ノ如キ方法ニ  
 依リ之ヲ取締方ニ付御協力相成度此段及依頼候也

記

- 一 販賣價格ニ關シ協定ヲ爲シ居ルモノニ就テハ其ノ價格ヲ一層公正タラシムルコト
- 二 販賣價格、需給狀態等ヲ成ル可ク定期的ニ調査スルガ如キ物價監視制度ヲ設ケト共、其ノ調査結果中  
 重要ナルモノハ速報ヲタ當省ニ報告スルコト
- 三 別紙省令第一條ノ行爲ヲ爲シ又ハ爲セントスル者アリト認ムルトキハ直ニ之ヲ制止シ之ヲ首肯サルトキ  
 ハ當省又ハ地方廳ニ通知スルガ如キ自治的取締制度ヲ設ケルコト

昭和十二年八月三日  
 日本倉庫協會會長

商 工 次 官

暴利取締ニ関スル件

今回ノ北支事變ニ際シ各種不慣習ノ手段ニ依リ物價ヲ不自然ニ騰貴セシムル者無之トハ存候ヘ共我國現下ノ經濟情勢ニ鑑ミレトモハ買占、賣惜又ハ暴利販賣行爲ハ際ニ之ヲ取締ルノ要アリト認メラルヲ以テ今回大正六年農商務省令第二十號ヲ別紙ノ通改正致候ニ就テハ之ヲ取締方ニ付御島力相成度此段依及相候也

二四

昭和十二年八月三日

商工大臣  
農林大臣  
官

帝國農會會長  
産業組合中央會頭宛(各函)  
全國山林會聯合會頭

暴利取締ニ関スル件

今般ノ北支事變ニ際シ各種不慣習ノ手段ニ依リ物價ヲ不自然ニ騰貴セシムル者無之トハ存候ヘ共我國現下ノ經濟情勢ニ鑑ミレトモハ買占、賣惜又ハ暴利販賣行爲ハ際ニ之ヲ取締ルノ要アリト認メラルヲ以テ今回大正六年農商務省令第二十號ヲ別紙ノ通改正致候ニ就テハ之ヲ取締方ニ付御島力相成度此段依及相候也

御島力相成度此段依及相候也

更に八月五日には東京、神奈川兩府縣當局及兩府縣下の各種經濟團體代表者を商工省に、六日には愛知縣當局及同縣下の各種經濟團體の代表者を名古屋商工會議所に、七日には大阪、京都、兵庫三府一縣の當局者及各種經濟團體代表者を大阪商工會議所に、九日には福岡縣當局及同縣下各種經濟團體代表者を福岡縣廳に夫々招集し商工、農林兩省より夫々係官出席して省令改正の趣旨、取締方針の細目及實施上の具體的方法等に付説明協議を爲した。幸にして各地方共よく政府の意のある處を諒解し本省令改正實施は極めて時機に適したるものなりとし、充分力を盡して自治的に自製自産し不心得なる者の現出を防ぐ旨を誓ひ、夫と共に商工省及地方長官の取締に付苛酷に失することなき様の希望があつて、我等當局者として極めて心強き支援を得て本令實施の充分效果あるべきことに安心を得た次第であつた。

其の後商工省に於ても農林省内務省其他關係各廳と協議を遂げ八月十六日附を以

二五

て商工、農林、内務の三次官名を以て暴利取締令施行に關する取扱方に付各地方長官に通牒を發し、取締の統一徹底を期することとした。

二六

固より暴利に該當すべき程度の認定、買占又は買借と認定すべき行為の範圍等に付ては抽象的、全般的に一定し得べき事柄でなく個々の場合に付考究すべきものであるが大體本通牒の趣旨に依り基準とする所は明瞭なるべく、且本令の實施に當りては固より第一線の取締官としては警察署長以下の警察官に依りて行はるるものであるが、事柄が純經濟行為であるから之が指揮監督等は主として各地方廳の經濟部に於て擔當するの方針に依つて居るから、此の程度詳密な取扱方針を決定して置けば先づ遺憾なきを期し得ることと思ふ。

實施後軍關係其他に於て相當物資需要は増加したるにも拘はらず未だ本令に觸るる如き者の一人も無きは洵に欣快として居る所である。

暴利取締ニ關スル省令、通牒、解釋例、處分例

商工省令第十號

大正六年農商務省令第二十號左ノ通改正ス

昭和十二年八月三日

商工大臣 吉野 信次  
農林大臣 植樽 有馬 頼 家

第一條 暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ左ニ掲グル物品ノ買占若ハ賣惜ヲ爲シ若ハ爲サントシ又ハ暴利ヲ得テ左ニ掲グル物品ヲ販賣シ若ハ販賣セントスル者ト認ムルトキハ商工大臣又ハ地方長官ハ期間ヲ定メテ其ノ行爲ヲ爲スベカラザル旨ヲ戒告シ且必要ト認ムルトキハ同一物品ノ賣買ニ付條件ヲ附スルコトヲ得

- 一 金屬及其ノ原料
- 二 黒鉛、礫砂、石綿及雲母
- 三 機械器具及其ノ部分品

- 四 自動車其ノ他ノ車輛及其ノ部分品
- 五 電線及電柱
- 六 電極
- 七 研磨材料
- 八 耐火煉瓦
- 九 硝子
- 十 石油及其ノ容器
- 十一 石炭、コークス及木炭
- 十二 棉花、羊毛、麻及ステーションブルーアイバー
- 十三 絲(生絲ヲ除ク)及織物
- 十四 被服
- 十五 紙類

- 十六 染料、顔料及塗料
- 十七 工業藥品
- 十八 醫藥其ノ他ノ衛生材料
- 十九 油脂
- 二十 肥料及飼料
- 二十一 生ゴム及ゴム製品
- 二十二 バルブ
- 二十三 皮革及其ノ製品
- 二十四 麥及小麥粉
- 二十五 砂糖
- 二十六 建築材料

第二條 商工大臣又ハ地方長官ハ前條ノ處分ニ關係アル事項ニ付報告ヲ徴シ又ハ前

三〇  
條ニ掲グル物品ノ販賣業者ニ對シ其ノ販賣價格ノ表示ヲ命ズルコトアルベシ

第三條 第一條ニ掲グル物品中木炭、肥料、飼料、麥及建築材料タル木材ニ付商工業者及其ノ團體以外ノ者ニ對シ前二條ノ處分ヲ爲ス場合ニ於テハ同條中商工大臣トアルハ商工大臣及農林大臣トス

第四條 第一條ノ戒告ニ違反シテ買占、賣惜若ハ販賣ヲ爲シ又ハ戒告ニ附シタル條件ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二條ノ命令ニ違反シテ報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ販賣價格ノ表示ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ表示ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第五條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人共ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前條ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一二商第一三〇六號

昭和十二年八月十六

三三

各地方長官宛

昭和十二年商工省令第十號（大正六年農商務省令第二十號改正省令）施行ニ關スル取扱方ノ件

暴利取締ニ關スル改正省令施行ニ關シテハ曩ニ通牒致置候處今後左ノ各項ニ依リ御取扱相成度依命此段及通牒候也

第一 本令ノ實施ニ當リテハ豫メ關係當業者ト懇談スル等適切ナル措置ヲ講ジ其ノ趣旨ノ周知徹底ヲ圖リ關係當業者ノ道義心ヲ喚起スルニ努ムルト共ニ組合其ノ他

ノ團體ニ協力セシメ成ル可ク關係當業者ニ自治的ニ取締ラシムルコト

第二 大口取引者ニ對シテ第一條ノ處分及第二條後段ノ處分ヲ爲スニ當リテハ豫メ商工省（第三條ノ場合ニ在リテハ商工省及農林省）ト打合ヲ爲スコト

第三 第一ノ措置ヲ講ジタルニモ拘ラズ第一條ノ所爲ヲ爲シタル者アルトキハ同條所定ノ處分ヲ爲シ本人ハ素ヨリ他ノ當業者ノ自戒反省ヲ促スコト尙第一條ニ該當スル容疑ノ所爲アリト認めラルル者ニ對シテモ之ヲ看過スルコトナク警告其ノ

他必要ナル措置ヲ爲シ其ノ反省ヲ促スコト

第四 第一條ノ處分ヲ爲ス場合ハ成ル可ク本人ヲ出頭セシメテ戒告書ヲ手交シ本人ニ詳細説示シ且請書ヲ徵スルコト

第五 取締ニ當リ特ニ考慮ヲ拂フベキ物品ハ差當リ別表ノモノト爲スコト

第六 暴利ナリヤ否ヤニ付テハ當該物品ノ從來ノ平均利潤及通常ノ生産費若ハ仕入原

三三

價ヲ考慮シテ判斷スベク、平均利潤ノ低下ノ趨勢ニ在ルモノハ其ノ點ヲモ充分考慮スルコト

三四

第七 買占又ハ賣消ナリヤ否ヤニ付テハ從來ノ平均購入數量若ハ販賣數量、生産若ハ消費規模、平均在荷高等ヲ考慮シテ判斷スベク、季節的變動アルモノニ付テハ其ノ點ヲモ充分考慮スルコト

第八 重要物産同業組合法、商業組合法、工業組合法、輸出組合法其ノ他ノ法規ニ基キ監督權ヲ有スルモノニ對シテハ本令ト併セテ監督權ヲ行使スルコト

第九 市況、取引價格等ニ留意シ價格昂騰シタルモノアルトキハ一應其ノ原因ヲ調査スルコト

第十 第一條ニ掲グル物品中共ノ地方ニ於テ重要ト認めラルルモノニ付テハ絶エズ取引價格、取引事情等ヲ調査スルコト

第十一 調査ヲ爲シ又ハ報告ヲ爲サシメタル場合ニ於テハ業務ニ關スル秘密ヲ漏洩セ

ザル様特ニ留意スルコト

第十二 第一條又ハ第二條ノ處分ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ事由及處分内容ヲ商工省及内務省(第三條ノ場合ニ在リテハ商工省、農林省及内務省)並各道廳府縣ニ對シテ報告又ハ通報スルハ勿論當時隣接並關係府縣ト取引價格、取引事情等ニ關スル調査ヲ交換スル等其ノ連絡ヲ緊密ニシ取締ノ適正公平ニ努ムルコト

第十三 本令ハ小賣商ニモ適用セラルル所ナルモ之ガ運用ニ當リテハ多數ノ小賣商ニ對スル取締ニ拘泥シテ大口取引者ニシテ巨利ヲ博スルガ如キ者ヲ看過スルコトナキ様特ニ留意スルコト

第十四 本令ニ關スル事務ハ主トシテ道府縣經濟部ニ於テ之ヲ取扱フコトスルモ、警察部(東京ニ在リテハ警視廳)ニ於テモ當時警察署ヲ督勵シテ市況、取引價格等ヲ查察内偵シテ之ヲ經濟部ニ通報シ又經濟部ニ於テ第一條及第二條ノ

三五

處分ヲ行ハントスルトキハ豫メ警察部ト協議シ其ノ處分アリタルトキハ警察  
 官ハ其ノ履行狀況ヲ監視スル等特ニ聯絡ヲ圖リ萬遺憾ナキヲ期スルコト  
 第十五  
 本令施行ニ關スル道府縣令ヲ定メタルトキハ遲滞ナク之ヲ商工省、農林省及  
 内務省ニ報告スルコト之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

別表

- 一 金屬及其ノ原料中鐵鋼、銅、眞鍮、アルミニウム、マグネシウム、安知母尼、水銀、コバルト、タングステン、モリブデン、ゲアナヂウム、マンガン、クロム、鉛、亞鉛、ニッケル、錫及其ノ合金ノ塊、條、管、板、線等並此等ノ鑛石其ノ他ノ原料（屑鐵ヲ含ム）
- 二 黒鉛、礫砂、石棉及雲母
- 三 機械器具及其ノ部分品
- 四 自動車其ノ他ノ車輛及部分品中自動車、自動三輪車、自轉車及其ノ部分品
- 五 電線及電柱
- 六 電極
- 七 研磨材料
- 八 耐火煉瓦

九 硝子中板硝子及光學用硝子

十 石油及其ノ容器

十一 石炭、コークス及木炭

十二 棉花、羊毛、麻及ステーションファイバー

十三 絲(生絲ヲ除ク)及織物

十四 被服中帽子、洋服、下着類、襟巻、手袋、足袋及靴下

十五 紙類

十六 染料、顔料及塗料

十七 工業藥品中硝酸、硫酸、アンモニア、鹽酸、晒粉、ソーダ灰、苛性ソーダ、

硝石、ベンゼン、トルエン、アルコール、メタノール、エーテル、アセト

ン、グリセリン、石炭酸、火薬、爆薬及活性炭

十八 醫藥其ノ他ノ衛生材料

三八

十九 油脂中ヒマシ油、亞麻仁油、大豆油、菜種油、桐油、在油、胡麻油、落花生

油、棉實油、牛脂、鱈油、鯨油、硬化油及重合油

二十 肥料及飼料

二十一 生ゴム及ゴム製品中生ゴム、ゴムクイヤ及瓦斯マスク

二十二 バルブ

二十三 皮革及其ノ製品中皮革、靴及鞆

二十四 麥及小麥粉

二十五 砂糖

二十六 建築材料中金物、亜鉛鍍鐵板、材木、セメント、瓦、砂及砂利

三九

昭和十二年商工省令第十號（大正六年農商務省令  
第二十號改正省令）ノ解釋例

四〇

●暴利、買占、賣惜ノ認定標準（昭和十二年八月十三日三重縣聯合昭和十二年九月  
六日附一二二商第一四〇〇二號商務局回答）

- 一、在庫品販賣ノ場合ハ購入シタル當時ノ價格ヲ標準トシテノ何割高ヲ以テ暴利ト認ムルヤ  
同様に在庫品ニシテ自然値上リニ依ル爲市價同値ニ（購入價格ヨリ高キ場合）  
販賣スル場合ハ暴利ナリヤ
  - 二、材木ノ如キハ生産費不明ナルノミナラズ運賃ニ左右セラル此ノ如キ場合ハ其  
ノ運賃ハ控除スルヤ
  - 三、買占又ハ賣惜ヲ判定スベキハ部資料タル購入數量、販賣數量トハ現實ニ物品  
ノ受渡ヲ指スモノナリヤ又ハ契約モ含マル、ヤ
- （右ニ對スル回答）

一、購入當時ノ價格ノ何割高ヲ以テ暴利ト認ムルヤハ物品ノ種類、地方事情、取  
扱業者ノ業態等ニ依リテ異ルヲ以テ一率ニ定メ難シ、暴利ナリヤ否ヤハ當該  
物品ノ通常仕入原價、従前ニ於ケル平均利潤等ヲ參照シテ判定スベキモノト  
認ム

市價昂騰ノ爲在庫品ヲ市價ニテ販賣スルニ於テハ從來ノ平均利潤ニ比シ多ク  
ノ利潤ヲ得ルコトトナルトキハ暴利販賣ニ該當スルモノト認ム但シ取締ヲ爲  
ス場合ニ於テハ悪性ト認メラルル者ニ對シテ行フヲ適當トス

二、運賃昂騰ノ爲販賣價格ノ引上ヲ餘儀ナクセラルル場合其ノ利潤從來ノ平均利  
潤ニ比シ多カラザルトキハ之ヲ以テ暴利販賣ト認メズ

三、買占又ハ賣惜ナリヤ否ヤヲ判定スルハ基準タル從來ノ平均購入數量若ハ販賣  
數量ハ過去ノ実績ナルヲ以テ其ノ性質上當然受渡ヲ了シタルモノタルベキモ  
買占又ハ賣惜ナリヤ否ヤト判定セララルル數量中ニハ契約ニ依ルモノヲ包含ス

四一

●第五條ノ憲註 (昭和十二年八月十一日附則事第九六二號司法省刑事局長照會  
昭和十二年八月十六日附則事第一三三六號商務局長照會)

商工省令第十號第五條ニ於テハ所謂兩罰主義ヲ採用シテ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ  
法人又ハ人ニ對シ亦前條ノ罰金刑ヲ科スト規定シテ第四條中ノ第二項ノ刑ハ  
拘留又ハ科料ニシテ罰金ニ非ザルヲ以テ第四條第二項ノ該當行爲ニ對シテハ第五  
條ヲ適用シ得ザルモノト思料セララルモ立案ノ趣旨亦然ルヤ  
(右ニ對スル回答)  
貴見ノ通

昭和十二年商工省令第十號 (大正六年農商務  
省令第二十號改正省令)ノ處分例

●純ベンゾール、純トルオール、モーターベンゾール、グリセリン又ハ石炭酸ノ生産  
者及卸賣業者ニ對スル第二條ノ規定ニ依ル報告命令

昭和十二年八月十七日附一二商第一三〇九五號ヲ以テ商工次官ヨリ東京、神奈川、  
愛知、大阪、兵庫、福岡、山口ノ各府縣知事宛左ノ事項ノ報告命令方ヲ通牒シ夫  
々當該府縣知事ヨリ報告ヲ命ジタリ  
一、毎週ノ生産若ハ仕入及販賣ニ關シ其ノ數量及價格並毎週末ノ在庫數量  
二、毎週ノ主ナル仕入先又ハ販賣先ノ名稱取引數量及取引價格  
三、取引價格變更ノ主ナル事情

●アランチモンノ輸入業者、販賣業者及倉庫營業者ニ對スル第二條ノ規定ニ依ル報告命  
令

昭和十二年八月三十日附一三商第一三八四五號ヲ以テ商工次官ヨリ東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫ノ各府縣知事宛左ノ事項ノ報告命令方ヲ通牒シ夫々當該府縣知事ヨリ報告ヲ命ジタリ

一、輸入業者及販賣業者ニ對シテハ每週ノ輸入若ハ仕入及販賣ニ關シ其ノ取引先別數量及價格並每週末現在ノ在庫數量

二、倉庫營業者ニ對シテハ每週ノ入庫及出庫ニ關シ其ノ寄託者別數量並每週末現在ノ寄託者別在庫數量

●硫安肥料ノ卸賣業者ニ對スル第二條ノ規定ニ依ル報告命令

昭和十二年八月三十一日附一三商第一三九八一號ヲ以テ商工次官ヨリ東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡ノ各府縣知事宛左ノ事項ノ報告命令方ヲ通牒シ夫々當該府縣知事ヨリ報告ヲ命ジタリ

一、每週ノ仕入及販賣ニ關シ其ノ數量及價格並每週末現在ノ在庫數量（撤物、麻

袋詰、呷詰ニ分チ記載ノコト）

二、每週ノ主ナル仕入先及販賣先ノ名稱、取引數量及取引價格（撤物、麻袋詰、呷詰ニ分チ記載ノコト）

三、取引價格變更ノ主ナル事情

●製綿用棉花ノ輸入業者、製綿業者及卸賣業者並支那産ラミー麻ノ輸入業者及卸賣業者ニ對スル第二條ノ規定ニ依ル報告命令

昭和十二年九月六日附一三商第一四二二二號ヲ以テ商工次官ヨリ東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫ノ各府縣知事宛左ノ事項ノ報告命令方ヲ通牒シ夫々當該府縣知事ヨリ報告ヲ命ジタリ

一、每週ノ輸入若ハ仕入及販賣ニ關シ其ノ銘柄別數量及價格並每週末現在ノ銘柄別在庫數量

二、每週ノ主ナル輸入先若ハ仕入先及販賣先ノ名稱、取引數量及取引價格（銘柄

別ニ示スコト)  
三、取引價格變更ノ主ナル事情

四六

附

- 一、暴利取締ニ關スル舊省令
- 二、暴利取締令改正ニ際シテノ商工、農林兩大臣談
- 三、外地、安東、滿洲國ノ暴利取締令

暴利取締ニ關スル舊省令(大正六年九月一日農商務省令第二十號 改正大正七年二月農商務省令第三號 同年六月第一九號)

暴利ヲ目的トスル賣買ノ取締ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 急激ナル市價ノ變動ヲ誘起シ因テ暴利ヲ得ルノ手段トシテ左ニ掲クル物品ノ買占又ハ賣借ヲ爲シ又ハ爲サムトスル者ト認ムルトキハ農商務大臣ハ期間ヲ定メテ其ノ行爲ヲ爲スヘカラサル旨ヲ戒告シ且必要ト認ムルトキハ同一物品ノ賣買ニ付條件ヲ附スルコトヲ得他人ヲシテ其ノ行爲ヲ爲サシメ又ハ爲サシムトスル者ト認ムルトキ亦同

- 一 米穀類及澱粉類
- 二 鐵類
- 三 石炭
- 四 綿絲及綿布

- 五 紙類
- 六 染料
- 七 藥品
- 八 肥料

第二條 前條ノ戒告ニ違反シテ買占若ハ賣惜ヲ爲シ又ハ戒告ニ附シタル條件ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 暴利取締ニ關スル省令改正ニ就テ

商工次官及農林次官談

物價對策ハ國民生活ノ安定ノ上ヨリ見マシテモ又必要ナル國策執行ノ上ヨリ考ヘマシテモ洵ニ重要ナル問題デアリマシテ政府ニ於テハ幾ニ臨時物價對策委員會ヲ設置致シマシテ之ヲ有效適切ナル對策ヲ考究シテ居ルノデアリマス。

今回ノ北支事變ニ當リマシテハ舉國一致政府ノ方針ヲ支持シテ居ソレマスノデ事變ヲ奇貨トシ各種不當ナル手段ニ依リ暴利ヲ得ントスルガ如キ者ハ現ハレテ來ナイトハ固ク信ズルノデアリマスガ我國現下ノ經濟情勢ニ鑑ミマストキハ買占、賣惜、暴利販賣行爲ハ嚴ニ之ヲ戒メル必要ガアリマスノデ今度大正六年農商務省令第二十號ヲ改正シマシテ必要ニ應ジ充分活用シ得ル様ニ致シタノデアリマス。

本令施行ニ當リテハ取引ノ實情ヲ充分考慮シ健全ナル取引ハ密モ之ヲ阻害スルコトナキ様致ス所存デアリマス。

各方面ニ於テモ本趣旨ヲ體シ充分戒心ヲ加ヘラレ苟モ本令ノ適用ヲ受クルガ如キ者ノ一人モ出デザ

ルコトヲ衷心ヨリ切望スル次第デアリマス。(昭和十二年八月二日)

五〇

朝鮮總督府令第九十八號

昭和十二年朝鮮總督府令第六十號(暴利ヲ目的トスル賣買ノ取締ニ關スル件)左ノ通改正ス

昭和十二年八月三日

朝鮮總督 南 次 郎

第一條 左ニ掲グル物品ヲ暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ買占若ハ賣借ヲ爲シ若ハ爲サントシ又ハ暴利ヲ得テ販賣シ若ハ販賣セントスル者アルトキハ朝鮮總督又ハ道知事ハ其ノ者ニ對シ期間ヲ定メテ其ノ行爲ヲ爲スベカラザル旨ヲ戒告シ且必要ト認ムルトキハ當該物品ノ賣買ニ付條件ヲ附スルコトヲ得

- 一 金屬及其ノ原料
- 二 黑鉛、硼砂、石棉及雲母
- 三 機械器具及其ノ部分品

五一

- 四 自動車其ノ他ノ車輛及其ノ部分品
- 五 電線及電柱
- 六 電極
- 七 研磨材料
- 八 耐火煉瓦
- 九 硝子
- 十 石油及其ノ容器
- 十一 石炭、コークス及木炭
- 十二 棉花、羊毛、麻及ステーションファイバー
- 十三 絲(生絲ヲ除ク)及織物
- 十四 被服
- 十五 紙類

- 十六 染料、顔料及塗料
  - 十七 工業藥品
  - 十八 醫藥其ノ他ノ衛生材料
  - 十九 油脂
  - 二十 肥料及飼料
  - 二十一 生ゴム及ゴム製品
  - 二十二 バルブ
  - 二十三 皮革及其ノ製品
  - 二十四 穀物及澱粉
  - 二十五 砂糖
  - 二十六 建築材料
- 第二條 朝鮮總督又ハ道知事ハ前條ニ掲グル物品ノ取引業者、倉庫業者、所有者其ノ

五四

他占有者ニ對シ同條ノ處分ニ關係アル事項ニ付報告若ハ實地申告ヲ命ジ又ハ前條ニ  
掲グル物品ノ販賣業者ニ對シ其ノ販賣價格ノ表示ヲ命ズルコトアルベシ  
第三條 第一條ノ戒告ニ違反シテ買占、賣借若ハ販賣ヲ爲シ又ハ戒告ニ附シタル條件  
ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス  
第四條 第二條ノ命令ニ違反シテ報告若ハ實地申告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告若ハ實地  
申告ヲ爲シ又ハ販賣價格ノ表示ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ表示ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科  
料ニ處ス  
第五條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又  
ハ人ノ業務ニ關シテ前二條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法  
人又ハ人ニ對シ亦前二條ノ罰金又ハ科料ノ刑ヲ科ス

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

府令第六十五號

暴利ヲ目的トスル賣買ノ取締ニ關スル件左ノ通定ム

昭和十二年八月三日

臺灣總督 小林 躋 造

第一條 暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ左ニ掲グル物品ノ買占若ハ賣借ミヲ爲シ若ハ爲サン  
トシ又ハ暴利ヲ得テ左ニ掲グル物品ヲ販賣シ若ハ販賣セントスル者ト認ムルトキハ  
臺灣總督ハ期間ヲ定メテ其ノ行爲ヲ爲スベカラザル旨ヲ戒告シ且必要ト認ムルトキ  
ハ同一物品ノ賣買ニ付條件ヲ附スルコトヲ得

五五

- 一 金屬及其ノ原料
- 二 黒鉛、礬砂、石棉及雲母
- 三 機械器具及其ノ部分品
- 四 自動車其ノ他ノ車輛及其ノ部分品
- 五 電線及電柱
- 六 電極
- 七 研磨材料
- 八 耐火煉瓦
- 九 硝子
- 十 石油及其ノ容器
- 十一 石炭、コークス及木炭
- 十二 棉花、羊毛、麻及スタープルファイバー

五六

- 十三 絲(生絲ヲ除ク)及織物
- 十四 被服
- 十五 紙類
- 十六 染料、顔料及塗料
- 十七 工業藥品
- 十八 醫藥其ノ他ノ衛生材料
- 十九 油脂
- 二十 肥料及飼料
- 二十一 生ゴム及ゴム製品
- 二十二 バルツ
- 二十三 皮革及其ノ製品
- 二十四 麥及小麥粉

五七

二十五 砂糖

二十六 建築材料

第二條 臺灣總督ハ前條ノ處分ニ關係アル事項ニ付報告ヲ徴シ又ハ前條ニ掲グル物品ノ販賣業者ニ對シ其ノ販賣價格ノ表示ヲ命ズルコトアルベシ

第三條 第一條ノ戒告ニ違反シテ買占、賣惜ミ若ハ販賣ヲ爲シ又ハ戒告ニ附シタル條件ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

前條ノ命令ニ違反シテ報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ販賣價格ノ表示ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ表示ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第四條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前條ノ違反行為ヲ爲シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前條ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

五八

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

權太廳令第四十四號

暴利ヲ目的トスル買買ノ取締ニ關スル件左ノ通定ム

昭和十二年八月三日

權太廳長官 今村 武 志

第一條 暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ左ニ掲グル物品ノ買占又ハ賣惜ヲ爲シ若ハ爲サントシ又ハ暴利ヲ得テ左ニ掲グル物品ヲ販賣シ若ハ販賣セントスル者ト認ムルトキハ權太廳長官ハ期間ヲ定メテ其ノ行為ヲ爲スベカラサル旨ヲ戒告シ且必要ト認ムルトキ

五九

- 六同一物品ノ賣買ニ付條件ヲ附スルコトヲ得
- 一 金屬及其ノ原料
  - 二 黑鉛、礬砂、石棉及雲母
  - 三 機械器具及其ノ部分品
  - 四 自動車其ノ他ノ車輛及其ノ部分品
  - 五 電線及電柱
  - 六 電極
  - 七 研磨材料
  - 八 耐火煉瓦
  - 九 硝子
  - 十 石油及其ノ容器
  - 十一 石炭、コークス及木炭

六〇

- 十二 棉花、羊毛、麻及ステロゾルンファイバー
- 十三 絲(生絲ヲ除ク)及織物
- 十四 被服
- 十五 紙類
- 十六 染料、顔料及塗料
- 十七 工業藥品
- 十八 醫藥其ノ他ノ衛生材料
- 十九 油脂
- 二十 肥料及飼料
- 二十一 生ゴム及ゴム製品
- 二十二 バルブ
- 二十三 皮革及其ノ製品

六一

二十四 麥及小麥粉

二十五 砂糖

二十六 建築材料

第二條 樺太廳長官ハ前條ノ處分ニ關係アル事項ニ付報告ヲ徵シ又ハ前條ニ掲グル物品ノ販賣業者ニ對シ其ノ販賣價格ノ表示ヲ命ズルコトアルベシ

第三條 第一條ノ戒告ニ違反シテ買占、賣惜若ハ販賣ヲ爲シ又ハ戒告ニ附シタル條件ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

前條ノ命令ニ違反シテ報告ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ販賣價格ノ表示ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ表示ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第四條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前條ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

南洋群島暴利取締規則(昭和十二年八月三日公布  
南洋廳令第十號)

第一條 暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ左ニ掲グル物品ノ買占若クハ賣惜ヲ爲シ若クハ爲テントシ又ハ暴利ヲ得テ左ニ掲グル物品ヲ販賣シ又ハ販賣セントスルモノト認ムルトキハ南洋廳長官ハ期間ヲ定メテ其ノ行爲ヲ爲スベカラザル旨ヲ戒告シ且必要ト認ムルトキハ同一物品ノ賣買ニ付條件ヲ附スルコトアルベシ

一 金屬及其ノ原料

- 二 黒鉛、硼砂、石棉及雲母
- 三 機械器具及其ノ部分品
- 四 自動車其ノ他ノ車輛及其ノ部分品
- 五 電線及電柱
- 六 電極
- 七 研磨材料
- 八 耐火煉瓦
- 九 硝子
- 十 石油及其ノ容器
- 十一 石炭、コークス及木炭
- 十二 棉花、羊毛、麻及ステーションルソアイバー
- 十三 絲(生糸ヲ除ク)及織物

六四

- 十四 被服
- 十五 紙類
- 十六 染料、顔料及塗料
- 十七 工業藥品
- 十八 醫藥其ノ他ノ衛生材料
- 十九 油脂
- 二十 肥料及飼料
- 二十一 生ゴム及ゴム製品
- 二十二 パルプ
- 二十三 皮革及其ノ製品
- 二十四 麥及小麥粉
- 二十五 砂糖

六五

二十六 建築材料

六六

第二條 南洋廳長官ハ前條ノ處分ニ關係アル事項ニ付報告ヲ徴シ又ハ前條ニ掲グル物品ノ販賣者ニ對シ其ノ販賣價格ノ表示ヲ命ズルコトアルベシ

第三條 第一條ノ戒告ニ違反シテ買占、賣惜若クハ販賣ヲ爲シ又ハ戒告ニ付シタル條件ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二條ノ命令ニ違反シテ報告ヲ爲サズ若クハ虛偽ノ表示ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第四條 法人ノ代表者又ハ法人若クハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前條ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

關東局令第七十六號

暴利取締規則左ノ通定ム

昭和十二年八月三日

滿洲國駐劄特命全權大使 植 田 謙 吉

暴利取締規則

第一條 左ニ掲グル物品ニ付急激ナル市價ノ變動ヲ誘起シ因テ暴利ヲ得ルノ手段トシテ之ガ買占、賣惜ヲ爲シ若クハ爲サントシタル者又ハ暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ不當ノ對價若ハ條件ニ依リ之ガ販賣ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金

六七

若ハ拘留、科料ニ處ス

一 米、小麥、小麥粉、燕麥、高粱、包米及粟

二 飲食料品

三 飼料

四 蓖麻子

五 綿絲及綿布

六 牲畜

七 被服寢具類及其ノ材料

八 麻製品

九 皮革及皮革製品

十 紙

十一 藥品其ノ他ノ衛生材料

十二 自動車、其ノ他ノ車輛及其ノ部分品

暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ不當ノ對價若ハ條件ニ依リ家屋、屋室、車馬其ノ他ノ運搬用具ヲ貸貸シ又ハ勞務ヲ提供シタル者亦前項ニ同ジ

第二條 警察署長暴利取締上必要アリト認ムルトキハ前條第一項ニ掲グル物品ノ取扱者又ハ家屋、屋室、車馬其ノ他ノ運搬用具ノ貸貸者若ハ勞務提供者ニ對シ賣買價格、賣買數量、貯藏量、貸買價格、勞賃等ニ關スル報告書ヲ提出セシメ又ハ警察官吏ヲシテ其ノ住所、營業所、店舗、倉庫、工場其ノ他ノ場所ノ臨檢、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ檢査又ハ關係者ノ尋問ヲ爲サシメ又ハ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三條 前條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シ、檢査ヲ拒ミ、妨グ若ハ忌避シ又ハ尋問ニ答ヘズ若ハ虛偽ノ答辯ヲ爲シタル者又ハ本令ニ基ク命令ニ違反

シタル者ハ百圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ處ス

第四條 第一條第一項ニ掲グル物品ノ取扱者又ハ家屋、屋室、車馬其ノ他ノ運搬用具

ノ貸貸者若ハ勞務提供者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者  
ガ其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基ク命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザ  
ルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第五條 本令ニ依リ適用スベキ期間ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ  
役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ其ノ業  
務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
昭和七年關東廳令第三十二號ハ之ヲ廢止ス

(參照)

昭和七年關東廳令第三十二號ハ暴利取締ニ關スル件ナリ

館令第四號

暴利取締ニ關スル件左ノ通定ム

昭和十二年八月三日

在安東領事 瀧山靖次郎

暴利取締ニ關スル件

第一條 左ニ掲クル物品ニ付急激ナル市價ノ變動ヲ誘起シ因テ暴利ヲ取得スルノ手段  
トシテ之カ買占、賣惜ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者又ハ暴利ヲ取得スルノ目的ヲ以  
テ不當ノ對價若ハ條件ニ依リ左ニ掲クル物品ノ販賣ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰  
金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

- 一 米
- 二 小麥及小麥粉
- 三 燕麥
- 四 粟
- 五 高粱
- 六 玉蜀黍
- 七 蓖麻子
- 八 飲食料品
- 九 飼料
- 一〇 被服、寢具類及其ノ材料
- 一一 牲畜
- 一二 麻製品

- 一三 皮革及革製品
  - 一四 紙
  - 一五 車馬
  - 一六 藥品其ノ他ノ衛生材料
- 暴利ヲ取得スルノ目的ヲ以テ家屋、屋室、車馬其ノ他運送用物件ヲ貸貸シ若ハ勞務ヲ提供シタル者ニ付亦前項ニ同シ
- 第二條 領事館必要アリト認ムルトキハ前條第一項所定ノ物品ヲ取扱フ者又ハ家屋、屋室、車馬其ノ他運送物件ノ貸貸者若ハ勞働提供者ニ對シ賣買價格、賣買數量、貯藏量、貸貸價格、勞賃等ニ關スル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ者ノ住所、營業所、店鋪、倉庫、工場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ金庫、帳簿其ノ他諸般ノ文書物件ヲ檢査シ又ハ關係者ヲ訊問セシメ其ノ他暴利取締上必要ナル命令ヲ爲スコトアルヘシ前項ノ官吏ニハ當該官廳ノ發給スル身分證明書ヲ携行セシム

第三條 前條ノ規定ニ依リ命セラレタル報告ヲ爲ス若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ同條ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ訊問ニ答ヘス若ハ虚偽ノ答辯ヲ爲シ其ノ他本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第四條 使用人其ノ他ノ従業員本人ノ業務ニ關シ本令ノ罰則ニ觸ルル行爲ヲ爲シタルトキハ該行爲者ヲ罰スルノ外本人ヲモ處罰ス但シ本人心神喪失者又ハ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セザル未成年者ナルトキハ其ノ法定代理人ヲ處罰ス

第五條 法人ノ使用人其ノ他ノ従業員法人ノ業務ニ關シ本令ノ罰則ニ觸ルル行爲ヲ爲シタルトキハ該行爲者ヲ罰スルノ外業務ヲ執行スル社員又ハ職員ヲモ處罰ス法人ノ業務ヲ執行スル社員又ハ職員前項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ社員又ハ職員ヲ處罰ス

第六條 第四條及前條第一項ノ場合ニ於テ處罰ヲ受クヘキ本人、法定代理人、社員又

ハ職員當該違反行爲ヲ防止スル途ナカリシコトヲ證明シタルトキハ之ヲ罰セズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

經濟部令 第九號  
治安部令 第八號

茲ニ暴利取締ニ關スル件ヲ左ノ通制定ス

康徳四年八月三日

經濟部大臣 韓 雲 階

暴利取締ニ關スル件

治安部大臣 干

山

七六

第一條

左ニ掲クル物品ニ付急激ナル市價ノ變動ヲ誘起シ因テ暴利ヲ取得スルノ手段トシテ之ガ買占、賣惜ヲ爲シ若ハ爲サントシタル者又ハ暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ不當ノ對價若ハ條件ニ依リ之ガ販賣ヲ爲シタル者ハ六月以下ノ徒刑若ハ三百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

米

小麥及小麥粉

燕麥

高粱

包米

粟

蓖麻子

飲食料品

飼料

牲畜

被服、寝具類及其ノ材料

麻製品

皮革及皮革製品

紙

藥品其ノ他ノ衛生材料

自動車其ノ他ノ運搬具

暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ不當ノ對價若ハ條件ニ依リ家屋、屋室、車馬其ノ他ノ運搬具ヲ貸貸シ若ハ勞務ヲ提供シタル者ニ付亦前項ニ同ジ

七七

第二條 主管部大臣必要アリト認ムルトキハ前條第一項所定ノ物品ヲ取扱フ者又ハ家屋、屋室、車馬其ノ他ノ運搬具ノ貸貸者若ハ勞務提供者ニ對シ賣買價格、賣買數量、貯藏量、貸貸價格、勞賃等ニ關スル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ者ノ住所、營業所、店舗、倉庫、工場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ金庫帳簿其ノ他諸般ノ文書物件ヲ檢査シ又ハ關係者ヲ尋問セシメ其ノ他暴利取締上必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

當該官吏前項ノ職務ヲ執行スル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ證スル書面ヲ携帯スベシ

第三條 前條第一項ノ規定ニ依リ命ゼラレタル報告ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ同條第一項ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ尋問ニ答ヘズ若ハ虛偽ノ答辯ヲ爲シ其ノ他本令又ハ本令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタル者ハ三月以下ノ徒刑若ハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第四條 使用人共ノ他ノ従業員本人ノ業務ニ關シ本令ノ罰則ニ觸ルル行爲ヲ爲シタルトキハ該行爲者ヲ罰スルノ外本人ヲモ處罰ス但シ本人心神喪失者又ハ營業ニ關シ成

年者ト同一ノ能力ヲ有セザル未成年者ナルトキハ其ノ法定代理人ヲ處罰ス

第五條 法人ノ使用人共ノ他ノ従業員法人ノ業務ニ關シ本令ノ罰則ニ觸ルル行爲ヲ爲シタルトキハ該行爲者ヲ罰スルノ外業務ヲ執行スル社員又ハ職員ヲモ處罰ス

法人ノ業務ヲ執行スル社員又ハ職員前項ノ行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ社員又ハ職員ヲ處罰ス

第六條 第四條及前條第一項ノ場合ニ於テ處罰ヲ受クベキ本人、法定代理人、社員又ハ職員當該違反行爲ヲ防止スル途ナカリシコトヲ證明シタルトキハ之ヲ罰セズ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス